○大阪市建築基準法施行細則

昭和35年6月30日
規則第42号

大阪市建築基準法施行細則(昭和31年大阪市規則第83号)を次のように改正する。

大阪市建築基準法施行細則

(趣旨)

第1条　建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)及び大阪市建築基準法施行条例(平成12年大阪市条例第62号。以下「条例」という。)の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この細則の定めるところによる。

(建築主事)

第2条　本市に建築主事を置く。

2　次に掲げる建築物及び建築設備の確認(法第18条第3項に規定する確認済証の交付を含む。以下この条において同じ。)に関する事務並びに第4号に掲げる建築設備の検査及び仮使用の認定(法第7条の6第1項第2号(法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は法第18条第24項第2号(法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく認定をいう。以下この条において同じ。)に関する事務を行う建築主事は、都市計画局建築指導部建築確認課長(以下建築確認課長という。)とする。

(1)　法第43条第1項ただし書、法第44条第1項第2号から第4号まで、法第47条ただし書、法第48条第1項から第13項までのただし書、法第51条ただし書、法第52条第10項、第11項及び第14項、法第53条第4項及び第5項第3号、法第56条の2第1項ただし書、法第57条第1項、法第59条第1項第3号及び第4項、法第59条の2第1項、法第60条の2第1項第3号、法第68条の3第1項及び第4項、法第68条の4、法第68条の5の3第2項、法第68条の5の5、法第68条の5の6、法第68条の7第5項、法第85条第5項、法第86条第1項から第4項まで、法第86条の2第1項から第3項まで(以上の各条項のうち法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)並びに法第86条の8第1項及び第3項、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第36条の3第2項並びにマンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下令という。)第131条の2第2項及び第3項並びに令第137条の16第2号の規定並びに法第49条第1項又は法第68条の2第1項の規定に基づく本市の条例の規定により許可若しくは認定を受け、又は受けようとする建築物

(2)　法第6条第1項第1号に掲げる特殊建築物のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えることとなるもの

(3)　法第6条第1項第3号に規定する建築物のうち、延べ面積が2,000平方メートルを超えることとなるもの又は地上階数が5以上を有することとなるもの

(4)　法第87条の2の規定において法第6条の規定を準用する建築設備

3　前項第1号から第3号までに掲げる建築物の検査及び仮使用の認定に関する事務を行う建築主事は、都市計画局建築指導部監察課長(以下監察課長という。)とする。

4　第2項各号に掲げる建築物以外の建築物の確認、検査及び仮使用の認定並びに法第88条の規定において法第6条、法第7条、法第7条の6及び法第18条の規定を準用する工作物の確認、検査及び仮使用の認定に関する事務は、市長が別に指定する建築主事がその所管区域について行うものとする。

5　前3項に規定する建築主事に事故があるとき又は建築主事が欠けたときは、その職務は、次の各号に定める建築主事が、当該各号に定める順序により行うものとする。

(1)　第2項に規定する確認、検査及び仮使用の認定に関する事務

ア　都市計画局建築指導部建築確認課長代理(以下建築確認課長代理という。)

イ　都市計画局建築指導部長(以下建築指導部長という。)

(2)　第3項に規定する検査及び仮使用の認定に関する事務

ア　都市計画局建築指導部監察課長代理(以下監察課長代理という。)

イ　建築指導部長

(3)　前項に規定する確認に関する事務

ア　建築確認課長代理

イ　建築確認課長

(4)　前項に規定する検査及び仮使用の認定に関する事務

ア　監察課長代理

イ　監察課長

(建築監視員)

第2条の2　本市に建築監視員を置く。

2　法第9条第7項及び第10項に規定する違反建築物に対する措置に関する事務は、市長が別に指定する建築監視員がその所管区域について行うものとする。

3　前項に規定する建築監視員に事故があるとき又は建築監視員が欠けたときは、その職務は、次に掲げる順序により当該各号に定める建築監視員が行うものとする。

(1)　監察課長代理

(2)　監察課長

(許可申請及び添付図書)

第3条　建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下規則という。)第10条の4第1項の規定による許可申請書(法第43条第1項ただし書、法第53条第4項、法第56条の2第1項ただし書、法第68条の3第4項及び法第68条の5の3第2項に係るものを除く。)には、それぞれ次の表に掲げる図書(法第47条ただし書又は法第85条第3項若しくは第5項の規定に係る

許可申請書については、用途現況図を除いたものとする。)を添えなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び主要断面図を縮尺300分の1以上とすることができる。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び都市計画法(昭和43年法律第100号)に定める地域地区
縮尺600分の1以上の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途。申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途、構造及び配置状況
縮尺200分の1以上の各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに工場にあつては作業場の位置、機械設備及び生産施設の位置
縮尺200分の1以上の2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上げ材料
縮尺200分の1以上の主要断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ、建築物の高さ並びに床、内壁及び天井の仕上げ材料
縮尺3000分の1以上の用途現況図	敷地付近(敷地境界線から200メートルの範囲をいう。)の建築物の用途状況

2　規則第10条の4第1項の規定による許可申請書のうち、法第43条第1項ただし書に係るものには、次に掲げる図書を添えなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び断面図を縮尺300分の1以上とすることができる。

(1)　次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路、目標となる地形及び地物
通路の現況図	縮尺、方位、通路の位置及び幅員、通路に接する建築物の配置、主要な出入口の位置並びに申請敷地に接する通路と通路が接続する道路の部分の直近の端までの延長
配置図	縮尺、方位、申請区域の境界線、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び出入口の位置、擁壁の位置、土地の高低並びに敷地の周囲の通路その他の空地の配置(道路にあつては位置及び幅員)
縮尺200分の1以上の各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに開口部及び防火戸の位置
縮尺200分の1以上の2面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置
縮尺200分の1以上の2面以上の断面図	縮尺、軒及びひさしの出、軒の高さ並びに建築物の高さ
構造詳細図	縮尺及び主要構造部の仕様

(2)　通路の敷地となる土地に関係のある土地の一筆ごとの境界線、地番及び地目を示す図書並びに実測図

(3)　通路の敷地となる土地に関係のある建築物、工作物に関して所有権又は借地権を有する者の権利関係を示す書面

(4)　通路の敷地となる土地の所有権又は借地権を有する者の同意を得たことを証する書面

(5)　許可申請者の印鑑証明書

3　規則第10条の4第1項の規定による許可申請書のうち、法第53条第4項に係るものには、次の表に掲げる図書を添えなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び断面図を縮尺300分の1以上とすることができる。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び都市計画法に定める地域地区
縮尺600分の1以上の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び構造、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員、隣地境界線から後退して指定された壁面線(以下この表において壁面線という。)又は法第53条第4項に規定する壁面の位置の制限(以下この表において壁面の位置の制限という。)として定められた限度の線並びに隣地境界線から当該壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線までの後退距離
縮尺200分の1以上の各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに開口部及び防火戸の位置
縮尺200分の1以上の2面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置

縮尺200分の1以上の2面以上の断面図	縮尺、軒及びひさしの出、軒の高さ、建築物の高さ、壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線並びに隣地境界線から各階の壁面までの後退距離
構造詳細図	縮尺及び主要構造部の仕様

4　規則第10条の4第1項の規定による許可申請書のうち、法第56条の2第1項ただし書に係るものには、次の表に掲げる図書を添えなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び主要断面図を縮尺300分の1以上とすることができる。

図書の種類	明示すべき事項
縮尺500分の1の付近見取図	方位(真北方位)、道路、目標となる地物及び都市計画法に定める地域地区
縮尺600分の1以上の配置図	縮尺、方位(真北方位)、敷地境界線、敷地における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との区別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途、構造及び配置状況
縮尺200分の1以上の各階平面図	縮尺、方位、間取り及び各室の用途
縮尺200分の1以上の各階立面図	縮尺
縮尺200分の1以上の主要断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ及び建築物の高さ
縮尺200分の1以上の日影図	規則第1条の3第1項の第2の(30)項に掲げる日影図

5　規則第10条の4第1項の規定による許可申請書のうち、法第68条の3第4項及び法第68条の5の3第2項に係るものには、第1項の表に掲げる図書及び次の表に掲げる図書を添えなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び主要断面図を縮尺300分の1以上とすることができる。

図書の種類	明示すべき事項
区域図	縮尺、方位、地区計画及び地区整備計画の区域、再開発等促進区並びに敷地の境界線

6　規則第10条の4第4項の規定による許可申請書には、それぞれ次の表に掲げる図書を添えなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び都市計画法に定める地域地区
縮尺600分の1以上の配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における工作物の位置、申請に係る工作物と他の工作物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途、構造及び配置状況(申請に係る工作物が令第138条第3項第2号ハからチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。)
縮尺200分の1以上の平面図又は横断面図	縮尺及び主要部分の寸法
縮尺200分の1以上の側面図又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ及び主要部分の寸法
縮尺3000分の1以上の用途現況図	敷地付近(敷地境界線から200メートルの範囲をいう。)の建築物の用途状況

7　規則第10条の4第1項又は第4項の規定による許可申請書(法第43条第1項ただし書、法第53条第4項及び法第56条の2第1項ただし書に係るものを除く。)のうち、工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物又は工作物に係るものについては、第1項又は前2項の表に掲げる図書のほか、第2号様式の工場・危険物調書を添えなければならない。

8　市長が特に必要と認める場合においては、前各項に規定する図書のほか、許可を必要とする事項について参考となる図書を添付させることがある。

9　法第85条第3項若しくは第5項の規定による許可申請を確認申請(法第6条の規定によるものに限る。)又は法第18条第2項に規定する通知と併せてする場合には、第1項の表に掲げる図書のうち重複するものを省略することができる。

(認定申請及び添付図書等)

第3条の2　規則第10条の4の2第1項の規定による認定申請書のうち、法第44条第1項第3号に係るものには、前条第1項の表に掲げる図書を添えなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び主要断面図を縮尺300分の1以上とすることができる。

2　規則第10条の4の2第1項の規定による認定申請書のうち、法第57条第1項に係るものには、前条第6項の表に掲げる図書及び次の表に掲げる図書を添えなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び主要断面図を縮尺300分の1以上とすることができる。

図書の種類	明示すべき事項
縮尺200分の1以上の各階平面図	縮尺、方位、間取り及び各室の用途
縮尺200分の1以上の各階立面図	縮尺
縮尺200分の1以上の主要断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ並びに建築物の高さ

3　規則第10条の4の2第1項の規定による認定申請書のうち、法第68条の3第1項、法第68条の4又は法第68条の5の5に係るものには、それぞれ次の表に掲げる図書(用途現況図については、法第68条の3第1項又は法第68条の5の5に係るものに限り、日影図については、法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物に係るものに限る。)を添えなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び主要断面図を縮尺300分の1以上とすることができる。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
区域図	縮尺、方位、地区計画及び地区整備計画の区域(法第68条の3第1項の規定による場合にあつては、地区計画及び地区整備計画の区域並びに再開発等促進区)並びに敷地の境界線
縮尺1000分の1以上の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途、構造及び配置状況
縮尺200分の1以上の各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに工場にあつては作業場の位置、機械設備及び生産施設の位置
縮尺200分の1以上の2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上げ材料
縮尺200分の1以上の主要断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ、建築物の高さ並びに床、内壁及び天井の仕上げ材料
縮尺3000分の1以上の用途現況図	敷地付近(敷地境界線から200メートルの範囲をいう。)の建築物の用途状況
縮尺200分の1以上の日影図	規則第1条の3第1項の第2の(30)項に掲げる日影図

4　規則第10条の4の2第1項の規定による認定申請書のうち、法第68条の5の6に係るものには、次の表に掲げる図書(日影図については、法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物に係るものに限る。)を添えなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び断面図を縮尺300分の1以上とすることができる。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
区域図	縮尺、方位、地区計画及び地区整備計画の区域並びに敷地の境界線
縮尺1000分の1以上の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、法第68条の5の6第1号イに規定する公共空地である地区施設等(以下この表において地区施設等という。)の位置、同号ロに規定する壁面の位置の制限(以下この表において壁面の位置の制限という。)として定められた限度の線、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途、構造及び配置状況
縮尺200分の1以上の各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに工場にあつては、作業場の位置、機械設備及び生産施設の位置
縮尺200分の1以上の2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上げ材料
縮尺200分の1以上の2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ、建築物の高さ、床、内壁及び天井の仕上げ材料、地区施設等の位置並びに壁面の位置の制限として定められた限度の線
縮尺3000分の1以上の用途現況図	敷地付近(敷地境界線から200メートルの範囲をいう。)の建築物の用途状況
縮尺200分の1以上の日影図	規則第1条の3第1項の第2の(30)項に掲げる日影図

5　規則第10条の4の2第1項の規定による認定申請書のうち、令第131条の2第2項又は第3項に係るものには、それぞれ次の表に掲げる図書を添えなければならない。ただし、市長が

特に認めた場合には、平面図、立面図及び断面図を縮尺300分の1以上とすることができる。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
縮尺600分の1以上の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地の接する計画道路又は予定道路の位置及び幅員(令第131条の2第2項の規定により認定を受けようとする場合に限る。)、壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線(令第131条の2第3項の規定により認定を受けようとする場合に限る。)、敷地内における建築物の位置、用途、構造、規模及び階数、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに隣接建築物の用途、構造及び配置状況
縮尺200分の1以上の各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに建築物の主要寸法
縮尺200分の1以上の2面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置
縮尺200分の1以上の2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒の高さ及び建築物の高さ

6　規則第10条の4の2第1項の規定による認定申請書のうち、令第137条の16第2号に係るものには、前条第1項の表に掲げる図書及び次の表に掲げる図書(法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物に係るものに限る。)のほか、第3号様式による調書を添えなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び主要断面図を縮尺300分の1以上とすることができる。

図書の種類	明示すべき事項
縮尺200分の1以上の日影図	規則第1条の3第1項の第2の(30)項に掲げる日影図

7　大阪府建築基準法施行条例(昭和46年大阪府条例第4号。以下府条例という。)第9条の2、第24条又は第78条の規定による認定を申請しようとする者は、第1号様式による申請書の正本及び副本にそれぞれ前条第1項の表に掲げる図書(用途現況図を除く。)を添付して、これを市長に提出しなければならない。

8　府条例第66条ただし書、第67条第2項又は第68条第2項の規定による認定を申請しようとする者は、第1号の2様式による申請書の正本及び副本にそれぞれ前条第1項の表に掲げる図書を添付して、これを市長に提出しなければならない。

9　市長が特に必要と認める場合においては、前各項に規定する図書のほか、認定を必要とする事項について参考となる図書を添付させることがある。

10　市長は、府条例第9条の2、第24条、第66条ただし書、第67条第2項、第68条第2項又は第78条の規定による認定をしたときは、それぞれ別に定める通知書に、第7項又は第8項の申請書の副本及びその添付図書を添付して、申請者に通知するものとする。

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請等及び添付図書)

第3条の3　規則第10条の16第1項第1号の表に掲げる図書の縮尺は、次のとおりとする。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図、断面図及び日影図を縮尺500分の1以上とすることができる。

図書の種類	縮尺
配置図	1000分の1以上
各階平面図	200分の1以上
2面以上の立面図	200分の1以上
断面図(法第86条第1項又は第3項の規定により2以上の構えを成す建築物の建築に係る認定又は許可の申請をする場合にあつては、隣接する2以上の建築物を含む断面図)	200分の1以上
日影図	200分の1以上

2　規則第10条の16第1項第1号の表に掲げる図書のうち、法第86条第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項若しくは第3項に係るものには、同表に定めるもののほか、次の表の図書の種類欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の明示すべき事項欄に定める事項を明示しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
各階平面図	間取り及び各室の用途
2面以上の立面図	外壁及び軒裏の構造及び仕上げ材料
断面図(法第86条第1項又は第3項の規定により2以上の構えを成す建築物の建築に係る認定又は許可の申請をする場合にあつては、隣接する2以上の建築物を含む断面図)	床の高さ、各階の天井の高さ並びに軒及びひさしの出

3　規則第10条の16の規定による認定申請書又は許可申請書には、次に掲げる図書を添えなければならない。
(1)　次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
縮尺25000分の1以上の用途地域区分図	縮尺、方位及び都市計画法に定める地域地区
縮尺2500分の1以上の用途現況図	申請区域付近(敷地境界線から50メートルの範囲をいう。)の建築物の用途状況
地籍図	縮尺、方位並びに申請区域内における土地の境界線及び地番地目、土地について所有権又は借地権を有する者の氏名

(2)　申請区域内の土地及び建物の登記事項証明書
(3)　実測図
(4)　規則第10条の16第1項第3号又は同条第3項第2号の規定により同意を得た者の印鑑証明書
4　規則第10条の21第1項第1号の表に掲げる図書の縮尺は、次のとおりとする。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図、断面図及び日影図を縮尺500分の1以上とすることができる。

図書の種類	縮尺
配置図	1000分の1以上
各階平面図	200分の1以上
2面以上の立面図	200分の1以上
2面以上の断面図	200分の1以上
道路に接して有効な部分の配置図	600分の1以上
道路高さ制限適合建築物の配置図	600分の1以上
隣地高さ制限適合建築物の配置図	600分の1以上
日影図	200分の1以上

5　規則第10条の21の規定による認定取消申請書又は許可取消申請書には、次に掲げる図書を添えなければならない。
(1)　次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物並びに法第86条の5第2項に規定する認定の取消し又は同条第3項に規定する許可の取消しの申請に係る公告対象区域
縮尺25000分の1以上の用途地域区分図	縮尺、方位及び都市計画法に定める地域地区
縮尺2500分の1以上の用途現況図	公告対象区域付近(敷地境界線から50メートルの範囲をいう。)の建築物の用途状況
地籍図	縮尺、方位並びに公告対象区域内における土地の境界線及び地番地目、土地について所有権又は借地権を有する者の氏名

(2)　公告対象区域内の土地及び建物の登記事項証明書
(3)　実測図
(4)　規則第10条の21第1項第2号の規定により合意を得た者の印鑑証明書
6　市長が特に必要と認める場合においては、第3項及び前項に規定する図書のほか、認定若しくは許可又はこれらの取消しを行うため必要となる事項について参考となる図書を添付させることがある。
(保存建築物の指定又は認定の申請及び添付図書等)
第3条の4　法第3条第1項第3号の規定による指定又は同項第4号の規定による認定を申請しようとする者は、第1号の3様式による申請書の正本及び副本にそれぞれ第3条第1項の表に掲げる図書を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び主要断面図を縮尺300分の1以上とすることができる。
2　市長が特に必要と認める場合においては、前項に規定する図書のほか、指定又は認定を必要とする事項について参考となる図書を添付させることがある。
3　市長は、法第3条第1項第3号の規定による指定又は同項第4号の規定による認定をしたときは、それぞれ別に定める通知書に、第1項の申請書の副本及びその添付図書を添付して、申請者に通知するものとする。
(確認申請等の際に提出する図書)
第4条　建築物、建築設備又は工作物の確認の申請をしようとする場合又は法第18条第2項に規定する通知をしようとする場合において次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる図書を確認申請書又は法第18条第2項に規定する通知書と併せて建築主事に提出しなければならない。
(1)　建築物の敷地が、境界の識別が容易でない道路又は水路、堤防等の官公有地と接する場合は、それらの所有者又は管理者の証する境界明示図書

(2)　建築物、建築設備又は工作物を工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する場合は、第2号様式による工場、危険物調書
(3)　法第86条の7の規定により既存の建築物に対する制限の緩和を受ける場合は、第3号様式による調書
(4)　法第88条第2項において準用する法第86条の7の規定により既存の工作物に対する制限の緩和を受ける場合は、第3号の2様式による調書
(建築計画概要書等の閲覧)
第5条　規則第11条の4第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する書類(以下建築計画概要書等という。)の閲覧所を都市計画局建築指導部内に置く。
2　閲覧所における建築計画概要書等の閲覧時間は、午前9時から午後0時15分まで及び午後1時から午後5時30分までとする。
3　閲覧所の休日は、次のとおりとする。
(1)　日曜日及び土曜日
(2)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
(3)　1月2日及び3日並びに12月29日から31日まで
4　市長は、建築計画概要書等の整理その他のため必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、閲覧時間を変更し、又は臨時に閲覧所の休日を定めることができる。
5　建築計画概要書等を閲覧しようとする者は、第4号様式による申請書を市長に提出しなければならない。
6　閲覧者は、建築計画概要書等の閲覧に際し、次に掲げる行為をしてはならない。
(1)　建築計画概要書等を閲覧所以外の場所に持ち出すこと
(2)　建築計画概要書等を汚損し、若しくはき損し、又は亡失するような取扱いをすること
(3)　この細則又は職員の指示に従わないこと
7　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築計画概要書等の閲覧を停止し、又は拒否することができる。
(1)　前項の規定に違反した者
(2)　閲覧の対象となる書類を特定せずに閲覧の申請をした者
(3)　建築計画概要書等に記載された情報を他の者に販売する目的その他の法第93条の2の規定の趣旨を逸脱した目的をもつて閲覧の申請をしたと認められる者
(4)　その他市長が不適当と認める者
8　建築計画概要書等を汚損し、若しくはき損し、又は亡失した者は、相当の代価を弁償しなければならない。
(台帳記載事項証明書等の交付)
第5条の2　条例第5条の3の規定により、規則第6条の3第1項各号に定める事項に関する証明書(以下台帳記載事項証明書という。)の交付を受けようとする者は、建築物及び工作物にあつては第4号の2様式、建築設備にあつては第4号の3様式による申請書を市長に提出しなければならない。
2　台帳記載事項証明書は、建築物及び工作物にあつては第4号の4様式、建築設備にあつては第4号の5様式によるものとする。
3　条例第5条の3の規定により、規則第11条の4第1項第1号から第6号までに掲げる書類の写しの交付を受けようとする者は、第4号様式による申請書を市長に提出しなければならない。
4　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、前項の書類の写しの交付を拒否することができる。
(1)　写しの交付の対象となる書類を特定せずに写しの交付の申請をした者
(2)　前項の書類に記載された情報を他の者に販売する目的その他の条例第5条の3の規定の趣旨を逸脱した目的をもつて写しの交付の申請をしたと認められる者
(3)　その他市長が不適当と認める者
(完了検査申請等の際に提出する書類)
第6条　規則第4条第1項第6号(規則第8条の2第13項において準用する場合を含む。)及び第4条の8第1項第4号(規則第8条の2第17項において準用する場合を含む。)の市長が定める書類は、所定の様式による工事監理報告書その他市長が必要と認める書類とする。
(工事監理者の届出)
第6条の2　条例第3条第1項の規定により工事監理者を選任し、又は変更した者は、第4号の6様式による届出書を市長に提出しなければならない。
(工事施工者等の届出及び通知)
第7条　建築主等(建築物の建築主、建築設備の設置者及び工作物の築造主をいう。以下同じ。)は、建築物、建築設備又は工作物の工事に着手する前に工事施工者を建築主事に届け出なければならない。
2　建築主等は、工事施工者又は代理者を変更する場合には、確認済証及び確認申請書の副本を添付してその旨を建築主事に届け出なければならない。
3　前2項に規定する届出(規則第1条の3に規定する確認申請書による場合を除く。)は、第5号様式によるものとする。
4　確認を受けた建築物、建築設備又は工作物についてその工事完了前に建築主等を変更しようとするときは、新建築主等は、前建築主等とともに署名及び捺印の上、第5号様式により確認済証及び確認申請書の副本を添付して建築主事に届け出なければならない。ただし、前建築主等の署名及び捺印が得られない場合は、建築主事に理由書を提出し、その承認を得てこれを省略することができる。

5　法第6条の2の規定により確認を受けた建築物(法第87条の2において準用する建築設備及び法第88条において準用する工作物を含む。)については、前各項の規定は適用しない。
6　法第12条第2項に規定する国の機関の長等(以下国の機関の長等という。)は、法第18条第1項の建築物(法第87条の2において準用する建築設備及び法第88条において準用する工作物を含む。)について第1項から第4項までのいずれかに該当するときは、当該各項の規定に準じて、建築主事に通知しなければならない。

(敷地及び建築設備の変更等)

第8条　建築主等は、確認を受けた建築物、建築設備又は工作物について、その工事完了前において次の各号のいずれかに該当するときは、第6号様式による届出書に関係図書を添付して建築主事に届け出なければならない。
(1)　敷地の形状又は面積を変更しようとするとき
(2)　敷地の地名又は地番が変更されたとき
(3)　小荷物専用昇降機(法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物に設置する場合は、出し入れ口の下端の高さが床面から50センチメートル以上のものに限る。)を新設し、増設し、又はその主要部分を変更しようとするとき
(4)　法第6条第1項第4号に掲げる建築物に昇降機を新設し、増設し、又はその構造若しくは機能を変更しようとするとき
2　国の機関の長等は、法第18条第3項の規定により確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物で前項各号のいずれかに該当するときは、同項の規定に準じて建築主事に通知しなければならない。

(許可の申請等の取下げ)

第8条の2　法、令又は府条例の規定による許可、認定又は指定(第3項において許可等という。)の申請をした者は、当該申請を取り下げるときは、第7号様式による届出書を市長に届け出なければならない。
2　法第6条第1項の規定による確認又は法第7条第1項若しくは法第7条の3第1項の規定による検査の申請をした者は、当該申請を取り下げるときは、第7号様式による届出書を建築主事に届け出なければならない。
3　国の機関の長等が許可等の申請をした場合において、当該許可等の申請を取り下げるときは、第1項の規定に準じて市長に通知しなければならない。
4　国の機関の長等は、法第18条第2項、第16項又は第19項の規定による通知を取り下げるときは、第2項の規定に準じて建築主事に通知しなければならない。

(工事の取りやめ)

第9条　法、令又は府条例の規定による許可又は認定(以下この項及び第3項において許可等という。)の申請をした者は、許可等を受けた建築物又は工作物の工事を取りやめたときは、第7号様式による届出書に当該許可等に係る申請書の副本及び通知書を添付して、市長に届け出なければならない。
2　建築主等は、法第6条第1項の規定による確認を受けた建築物、建築設備又は工作物の工事を取りやめたときは、第7号様式による届出書に確認申請書の副本及び確認済証を添付して、建築主事に届け出なければならない。
3　国の機関の長等は、許可等を受けた建築物又は工作物の工事を取りやめたときは、第1項の規定に準じて市長に通知しなければならない。
4　国の機関の長等は、法第18条第3項の規定により確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物の工事を取りやめたときは、第2項の規定に準じて建築主事に通知しなければならない。

(違反建築物の標識の様式)

第10条　法第9条第13項に定める標識は、第8号様式によるものとする。

(特定建築物の定期報告)

第11条　法第12条第1項の規定により市長が指定する特定建築物は、次の表の(あ)欄に掲げる用途に供するもので、その用途に応じそれぞれ同表(い)欄に掲げるもの(同表の1の項から3の項まで及び5の項の(あ)欄に掲げる用途に供するものにあつては、避難階(令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下同じ。)以外の階を同欄に掲げるそれぞれの用途に供しないものを除く。)とし、当該特定建築物に係る法第12条第1項の規定による報告の時期は、それぞれ同表(う)欄の各項に掲げるとおりとする。

項番号	(あ) 用途	(い) 建築物の種別	(う) 報告の時期
1	共同住宅(高齢者、障害者等の就寝の用途に供するものを除く。)	階数が3若しくは4であり、床面積の合計が1,000平方メートル以上であるもの又は階数が5以上であり、床面積の合計が500平方メートル以上であるもの	平成30年4月1日から12月25日まで及び平成30年から起算して3年ごとの4月1日から12月25日まで
2	寄宿舎(高齢者、障害者等の就寝の用途に供するものを除く。)	階数が3若しくは4であり、床面積の合計が1,000平方メートル以上であるもの又は階数が5以上であり、床面積の合計が500平方メートル以上であるもの	平成29年4月1日から12月25日まで及び平成29年から起算して3年ごとの4月1日から12月25日まで
3			

	学校、体育館(学校に附属するものに限る。)	階数が3以上であるもの又は床面積の合計が2,000平方メートル以上であるもの	平成28年6月1日から12月25日まで及び平成28年から起算して3年ごとの4月1日から12月25日まで
4	遊技場(条例第3条の3第1項に規定する個室ビデオ店等(以下個室ビデオ店等という。)に限る。)	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	平成29年4月1日から12月25日まで及び平成29年から起算して3年ごとの4月1日から12月25日まで
5	事務所その他これに類するもの	階数が5以上であり、床面積の合計が3,000平方メートル以上であるもの	平成28年6月1日から12月25日まで及び平成28年から起算して3年ごとの4月1日から12月25日まで

(1) 「床面積」とは、この表の(い)欄の区分に応じそれぞれ同表(あ)欄に掲げる用途に供する部分の面積をいう。
(2) 階数の計算については、地階を算入しない。

2 令第16条第1項に定める建築物に係る法第12条第1項の規定による報告の時期は、次の表の(あ)欄の区分に応じ、それぞれ同表(い)欄の各項に掲げるとおりとする。

項番号	(あ)	(い)
	建築物	報告の時期
1	令第16条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物で、劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場の用途に供するもの	平成28年6月1日から12月25日まで及び平成28年から起算して3年ごとの4月1日から12月25日まで
2	令第16条第1項第3号に掲げる建築物で、病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)の用途に供するもの	平成29年4月1日から12月25日まで及び平成29年から起算して3年ごとの4月1日から12月25日まで
3	令第16条第1項第3号に掲げる建築物で、ホテル又は旅館の用途に供するもの	平成28年6月1日から12月25日まで及び平成28年から起算して3年ごとの4月1日から12月25日まで
4	令第16条第1項第3号に掲げる建築物で、高齢者、障害者等の就寝の用途に供するもの(共同住宅の用途に供するものに限る。)	平成30年4月1日から12月25日まで及び平成30年から起算して3年ごとの4月1日から12月25日まで
5	令第16条第1項第3号に掲げる建築物で、高齢者、障害者等の就寝の用途に供するもの(共同住宅の用途に供するものを除く。)	平成29年4月1日から12月25日まで及び平成29年から起算して3年ごとの4月1日から12月25日まで
6	令第16条第1項第4号に掲げる建築物で、体育館(学校に附属するものを除く。)、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供するもの	平成28年6月1日から12月25日まで及び平成28年から起算して3年ごとの4月1日から12月25日まで
7	令第16条第1項第5号に掲げる建築物で、百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場(個室ビデオ店等を除く。)、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗の用途に供するもの	平成29年4月1日から12月25日まで及び平成29年から起算して3年ごとの4月1日から12月25日まで

3 1の建築物について前2項の規定により法第12条第1項の規定による報告の時期が2以上定まるときは、前2項の規定にかかわらず、当該建築物に係る法第12条第1項の規定による報告の時期は、当該2以上の報告の時期のうち市長が定める時期とする。

4 「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」(平成20年国土交通省告示第282号)第2の規定により市規則で付加する定期調査等の項目、方法及び結果の判定基準による法第12条第1項に規定する調査(個室ビデオ店等に係る調査に限る。)は、次の表の(あ)欄に掲げる調査項目に応じ、同表(い)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(う)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

項番号	(あ)		(い)	(う)
	調査項目		調査方法	判定基準
1	階段	幅の確保の状況		条例第3条の3第1項の規定に適合しないこと。ただし、条例第3条の3第7項

			設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等により測定する。	の規定が適用され、かつ、令第129条第2項に規定する階避難安全性能(以下階避難安全性能という。)及び令第129条の2第3項に規定する全館避難安全性能(以下全館避難安全性能という。)に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
2		直通階段の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	条例第3条の3第3項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第5項の規定に適合しないこと。ただし、条例第3条の3第7項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能及び全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
3	廊下	幅の確保の状況	設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等により測定する。	条例第3条の3第2項の規定に適合しないこと。ただし、条例第3条の3第7項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能及び全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
4	出口	出口の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	条例第3条の3第6項の規定に適合しないこと。ただし、条例第3条の3第7項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能及び全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

5　法第12条第1項の規定による報告は、第9号様式による定期調査報告書により行わなければならない。

6　法第12条第1項の規定による報告に係る調査は、報告の日前3月以内に行われたものでなければならない。

(特定建築設備等の定期報告)

第11条の2　法第12条第3項の規定により市長が指定する特定建築設備等(防火設備を除く。)は、次の表の(あ)欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に応じそれぞれ同表(い)欄に掲げるもの(同表の1の項、2の項及び4の項に掲げるものにあつては、避難階以外の階を同表(あ)欄に掲げるそれぞれの用途に供しないもの、同表の5の項から11の項までに掲げるものにあつては、避難階以外の階を同欄に掲げるそれぞれの用途に供しないもの及び地階又は3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100平方メートル以下のものを除き、同表の1の項及び9の項の同欄に掲げる用途に供するものにあつては、令第129条の13の3第2項に規定する非常用エレベーター(以下非常用エレベーターという。)を設置しているものの共用部分に限る。)に設ける換気設備(法第28条第2項ただし書及び第3項の換気設備に限る。)、排煙設備(法第35条の排煙設備のうち排煙機又は送風機を有するものに限る。)及び非常用の照明装置(法第35条の非常用の照明装置に限る。)とし、これらに係る法第12条第3項の規定による報告の時期は、平成28年6月1日から12月25日まで及び平成29年度以後の各年度の4月1日から12月25日まで(規則第6条第1項の規定により国土交通大臣が定める検査の項目については、平成28年6月1日から12月25日まで及び平成28年から起算して3年ごとの4月1日から12月25日まで)とする。

項番号	(あ) 用途	(い) 建築物の種別
1	共同住宅(高齢者、障害者等の就寝の用途に供するものを除く。)	階数が3若しくは4であり、床面積の合計が1,000平方メートル以上であるもの又は階数が5以上であり、床面積の合計が500平方メートル以上であるもの
2	寄宿舎(高齢者、障害者等の就寝の用途に供するものを除く。)	階数が3若しくは4であり、床面積の合計が1,000平方メートル以上であるもの又は階数が5以上であり、床面積の合計が500平方メートル以上であるもの
3	遊技場(個室ビデオ店等に限る。)	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
4	事務所その他これに類するもの	階数が5以上であり、床面積の合計が3,000平方メートル以上であるもの
5	劇場、映画館、演芸場	地階若しくは3階以上の階に(あ)欄に掲げる用途があるもの、床面積(客席の部分に限る。)の合計が200平方メートル以上であるもの又は主階が1階にないもの

6	観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂、集会場	地階若しくは3階以上の階に(あ)欄に掲げる用途があるもの又は床面積(客席の部分に限る。)の合計が200平方メートル以上であるもの
7	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	地階若しくは3階以上の階に(あ)欄に掲げる用途があるもの又は2階の部分の床面積の合計が300平方メートル以上であるもの
8	ホテル、旅館	地階若しくは3階以上の階に(あ)欄に掲げる用途があるもの又は2階の部分の床面積の合計が300平方メートル以上であるもの
9	高齢者、障害者等の就寝の用途に供するもの	地階若しくは3階以上の階に(あ)欄に掲げる用途があるもの又は2階の部分の床面積の合計が300平方メートル以上であるもの
10	博物館、美術館、図書館	3階以上の階に(あ)欄に掲げる用途があるもの又は床面積の合計が2,000平方メートル以上であるもの
11	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場(個室ビデオ店等を除く。)、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	地階若しくは3階以上の階に(あ)欄に掲げる用途があるもの、床面積の合計が3,000平方メートル以上であるもの又は2階の部分の床面積の合計が500平方メートル以上であるもの

(1)　「床面積」とは、この表の(い)欄の区分に応じそれぞれ同表(あ)欄に掲げる用途に供する部分の面積をいう。
(2)　階数の計算については、地階を算入しない。

2　法第12条第3項の規定により市長が指定する特定建築設備等(防火設備に限る。)は、前条第1項の表の(あ)欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に応じそれぞれ同表(い)欄に掲げるもの(同表の1の項の(あ)欄に掲げる用途に供する建築物にあつては、非常用エレベーターを設置しているものの共用部分に限る。)に設ける防火設備(随時閉鎖又は作動させることができるもの(市長が定めるものを除く。)に限る。)とし、当該特定建築設備等に係る法第12条第3項の規定による報告の時期は、各年度の4月1日から12月25日までとする。

3　令第16条第3項第1号に規定する昇降機に係る法第12条第3項の規定による報告の時期及び令第138条の3に規定する昇降機等に係る法第88条第1項において準用する法第12条第1項又は第3項の規定による報告の時期は、平成28年6月1日から平成29年3月31日まで及び平成29年度以後の各年度の4月1日から3月31日までとし、令第16条第3項第2号に規定する防火設備に係る法第12条第3項の規定による報告の時期は、各年度の4月1日から12月25日までとする。

4　法第12条第3項の規定による報告(昇降機及び防火設備以外の特定建築設備等に係るものに限る。)は第10号様式による定期検査報告書により行わなければならない。

5　法第12条第3項の規定による報告(防火設備に係るものに限る。)は第10号の2様式による定期検査報告書により行わなければならない。

6　法第12条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による報告に係る検査は、報告の日前3月以内に行われたものでなければならない。

(特定建築物及び特定建築設備等の定期報告に係る書類の保存期間)

第11条の3　規則第6条の3第5項第2号に規定する期間は、3年とする。

(昇降機等の廃止等の届出)

第11条の4　令第16条第3項第1号に規定する昇降機又は令第138条の3に規定する昇降機等の所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者)は、当該昇降機又は昇降機等を廃止し、若しくは休止したとき又は休止後再び使用するときは、第11号様式による届出書を市長に提出しなければならない。

(道路の位置の指定申請書添付図書)

第12条　法第42条第1項第5号に規定する道路(以下この条において道路という。)の位置の指定を受けようとする者は、第12号様式による申請書正本及び副本にそれぞれ規則第9条に規定する図書とともに次に掲げる図書を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1)　道路の敷地となる土地の周囲の状況を示す図書
(2)　道路の敷地となる土地に関係のある土地の1筆ごとの境界線、地番及び地目を示す図書並びに実測図
(3)　道路及び付属物の構造図(道路境界線及び道路中心線を示す肩石、杭、雨水溝等の位置及び構造詳細を示すこと)
(4)　道路の敷地となる土地が認定道路、水路、堤防等の官公有地と接する場合には、それらの所有者又は管理者の証する境界明示図書
(5)　指定を受けようとする道路の敷地となる土地及び当該土地にある建築物又は工作物に関して所有権その他の権利を有する者並びに当該指定に利害関係を有すると市長が認める者の承諾書

(6)　道路の位置の指定を受けようとする者及び前号に掲げる者の印鑑証明書(法人にあつては、当該法人の登記事項証明書)
(7)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
2　道路の位置の指定通知書は、前項の申請書の副本の指定通知欄の所要の記載をしたものとする。
(道路の位置の指定に伴う標識の設置方法)
第13条　条例第4条の規定により標識を設置する者は、第11号の2様式による標識を当該道路の起点及び終点に設置しなければならない。
(私道の変更又は廃止)
第14条　条例第5条第1項の承認を受けようとする者は、第12号様式による申請書正本及び副本にそれぞれ第12条第1項(第3号を除く。)に規定する図書(当該道路を前面道路として利用する者の承諾書を含む。)を添付して、これを市長に提出しなければならない。
(建ぺい率の緩和)
第15条　法第53条第3項第2号の規定により、建ぺい率を軽減することができる敷地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
(1)　内角150度以下の2つの道路の角にある敷地に、それらの道路のうち、一方の道路の幅員が10メートル以上ある場合又はそれらの道路の幅員が4メートル以上で、その角をはさむ2辺の長さがそれぞれ2メートル以上の街角の切取り若しくはそれぞれ2メートル以上の建築物のすみ切りがある場合であつて、かつ、それらの道路に接する長さの和が敷地外周の長さの3分の1以上あるもの
(2)　間隔が35メートル以下の2つの道路にはさまれた敷地で、それらの道路の幅員がそれぞれ4メートル以上あり、かつ、それらの道路に接する長さの和が敷地外周の長さの4分の1以上あるもの
(3)　公園、広場、河川、海その他これらに類するものに接する敷地で、前2号のいずれかと同等以上に安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるもの
(屎尿浄化槽の構造に係る区域指定)
第15条の2　令第32条第1項第1号の規定に基づき市長が衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、建築確認申請の日から2年以内に下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に定める処理区域となる区域を除く市域とする。
(垂直積雪量)
第15条の2の2　令第86条第3項の規定に基づき市長が定める垂直積雪量の数値は、0.21メートルとする。
(前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限に係る建築物の後退距離の算定の特例等)
第15条の3　令第130条の12第5号及び令第135条の19第5号の規定に基づき市長が定める建築物の部分は、次に掲げる建築物の部分とする。
(1)　敷地のうち公共用歩廊(法第44条第1項第4号の規定により許可を受けたものに限る。)の設けられている前面道路と一体的に有効な空地として確保されている部分に設けられるひさし、歩廊その他これらに類する建築物の部分で当該公共用歩廊に連続して設けられるもの
(2)　法第44条第1項第4号の規定により許可を受けた道路の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物の部分
(敷地面積の規模の緩和)
第15条の4　令第136条第3項ただし書の規定に基づき市長が同項の表の(ろ)欄に掲げる数値によることが不適当であると認めて定める敷地面積の規模は、次のとおりとする。
(1)　第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域内においては、500平方メートルとする。
(2)　準工業地域内においては、1,000平方メートルとする。
2　令第136条の12第2項において準用する令第136条第3項ただし書の規定に基づき、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域について市長が同項の表の(ろ)欄に掲げる数値によることが不適当であると認めて定める敷地面積の規模は、1,000平方メートルとする。
(建築協定の認可申請及び添付図書)
第15条の5　法第70条第1項又は法第76条の3第2項の規定により認可を受けようとする者は、第14号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、法第76条の3第2項の規定により認可を受けようとする場合は、第6号及び第7号に掲げる図書の添付を要しない。
(1)　建築協定書
(2)　建築協定をしようとする趣意書
(3)　建築協定区域付近の見取図
(4)　建築協定区域及び建築物に関する基準並びに建築協定と関係のある地形及び地物の概略を表示する図面
(5)　建築協定区域隣接地(法第70条第2項に規定する建築協定区域隣接地をいう。以下同じ。)を定める場合にあつては、当該建築協定区域隣接地を表示する図面
(6)　認可の申請者が、建築協定をしようとする者の代表者であることを証する書類
(7)　建築協定に関する合意を示す書類
(8)　その他市長が必要と認める図書
2　認可通知書は、前項の認可申請書の副本の認可通知書に所要の記載をしたものとする。

（建築協定の変更又は廃止の認可申請及び添付図書）
第15条の6　法第74条第1項又は法第76条第1項（法第76条の3第6項においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により認可を受けようとする者は、第14号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、法第76条第1項の規定により認可を受けようとする場合は、第1号に掲げる図書の添付を要しない。
(1)　建築協定の変更書及び建築協定区域、建築物に関する基準又は建築協定区域隣接地の変更を表示する図面
(2)　建築協定を変更し、又は廃止しようとする理由書
(3)　認可の申請者が、建築協定を変更し、又は廃止しようとする者の代表者であることを証する書類
(4)　建築協定の変更又は廃止に関する合意を示す書類
(5)　その他市長が必要と認める図書
2　認可通知書は、前項の認可申請書の副本の認可通知書に所要の記載をしたものとする。
（建築協定書の縦覧期間）
第15条の7　法第71条（法第76条の3第4項において準用する場合を含む。）に規定する縦覧期間は、21日間とする。
（借地権が消滅した場合等の届出）
第15条の8　法第74条の2第3項の規定による届出をしようとする者は、第15号様式による届出書に、次に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。
(1)　借地権の消滅した土地の区域を示す図面又は換地計画において換地として定められず、かつ、共有持分が定められなかつた土地の区域を表示する図面
(2)　前号に規定する区域に係る土地の登記事項証明書
(3)　借地権の消滅の理由又は換地計画において換地として定められず、かつ、土地の共有持分が定められなかつた理由を記載した書面
(4)　その他市長が必要と認める書類
（建築協定への加入の届出）
第15条の9　法第75条の2第1項又は第2項に規定する書面は、第16号様式によるものとする。
2　前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
(1)　当該加入に係る土地の区域を表示する図面
(2)　当該加入に係る土地の登記事項証明書
(3)　その他市長が必要と認める書類
3　法第75条の2第2項に規定する書面には、前項に定めるもののほか、当該加入に係る土地の所有者等（法第69条に規定する土地の所有者等をいう。以下同じ。）の全員の合意があつた旨を示す書面を添付しなければならない。
（一人建築協定が効力を有することとなつた場合の届出）
第15条の10　法第76条の3第2項の規定による認可を受けた者は、同条第5項の規定により認可を受けた建築協定が効力を有することとなつたときは、速やかに、第17号様式による届出書に、建築協定区域を表示する図面その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。
（公開による意見の聴取）
第16条　法第9条第3項（法第10条第4項又は法第45条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第8項（法第10条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公開による意見の聴取の請求は、文書によつて行わなければならない。
2　前項に規定する公開による意見の聴取並びに法第46条第1項、法第48条第14項及び法第72条第1項（法第76条の3第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公開による意見の聴取は、市長又は市長が指名した職員が議長となつて行う。
3　市長において必要と認めるときは、公開による意見の聴取に証人又は参考人の出席を求め、意見を聴くことがある。
（開催の公告）
第17条　市長が公開による意見の聴取を行うときにする公告は、大阪市公告式条例（昭和25年大阪市条例第50号）に定めるところによるほか、会場前その他必要な場所に掲示する方法により行うものとする。
（代理人の届出）
第18条　法第9条第3項及び第8項の規定により公開による意見の聴取を請求した者（以下本人という。）が公開による意見の聴取に代理人を出頭させようとするときは、あらかじめ市長に委任状を提出しなければならない。
（公開による意見の聴取の機会の放棄等）
第19条　法第9条第4項（同条第8項、法第10条第4項又は法第45条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公開による意見の聴取に本人及びその代理人がやむを得ない理由により出席できないときには、あらかじめ市長に届け出なければならない。
2　市長は、前項の届出の理由を正当と認めた場合には、意見の聴取の期日を変更することがある。
3　本人若しくはその代理人が第1項の規定による届出をしないで公開による意見の聴取の期日に出席しないとき又は法第46条第1項若しくは法第48条第14項に規定する利害関係を有する者若しくは法第72条第1項に規定する関係人が公開による意見の聴取の期日に出席しないときは、意見の聴取の機会を放棄したものとみなす。
（会場の秩序維持）

第20条　会場において発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。
2　議長は、会場の秩序を維持するため必要があると認めるときは、関係人又は傍聴人の入場を制限し、又は退場その他必要な措置をとることができる。
（記録）
第21条　議長は、書記を指名し、公開による意見の聴取の次第、内容の要点等を記録させなければならない。
（公開による意見の聴取の期日の延期）
第22条　市長は、災害その他やむを得ない理由により公開による意見の聴取を行うことができないときは、意見の聴取の期日を延期することができる。
（手数料の納付）
第23条　条例第6条第1項及び第5項から第7項までの規定による手数料は第13号様式による納付書により、同条第2項及び第3項の規定による手数料は第13号の2様式による納付書により、同条第4項の規定による手数料は第13号の3様式による納付書によりそれぞれ納付しなければならない。
（磁気ディスク等）
第24条　条例第6条第1項ただし書の市規則で定める磁気ディスク等は、工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格X6223号に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジとする。
2　前項に定めるもののほか、磁気ディスク等への記録の方式その他磁気ディスク等による確認申請に関し必要な事項は、市長が別に定める。
（施行の細目）
第25条　この細目の施行に関し必要な事項は、都市計画局長が定める。

附　則

この改正規程は、昭和35年7月1日から施行する。

附　則（昭和36年7月13日規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和38年8月15日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行し、区収入役に関する改正規定を除く部分は、昭和38年6月27日から、区収入役に関する改正規定は、昭和38年7月11日から適用する。

附　則（昭和42年7月7日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和43年2月1日規則第12号）抄

（施行期日）
1　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和44年4月2日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和44年6月8日規則第52号）

1　この規則は、公布の日から施行する。
2　都市計画法施行法（昭和43年法律第101号）の施行日前においては、この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則第2条及び第3条の規定の適用については、第2条第2項第1号中「法第59条の2第2項及び第3項」とあるのは「法第59条の2第3項及び第4項」と、第3条第1項中「法第59条の2第2項若しくは第3項」とあるのは「法第59条の2第3項若しくは第4項」とする。

附　則（昭和44年11月27日規則第85号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和45年6月11日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和46年1月25日規則第2号）

（施行期日）
1　この規則は、公布の日から施行する。
（用途地域等に関する経過措置）
2　昭和48年12月31日（その日前に建築基準法の一部を改正する法律（昭和45年法律第109号）附則第13項の規定による改正後の都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により用途地域に関する都市計画が決定されたときは、同法第20条第1項（同法第22条第1項において読み替える場合を含む。）の場合による告示があつた日）までの間は、この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則（昭和35年大阪市規則第42号。以下新細則という。）第2条第2項第1号（法第51条ただし書に関する部分を除く。）、第3条第1項、第3条第3項（法第51条ただし書に関する部分を除く。）、第15条、第17条第2項及び第20条第3項の規定は適用せず、この規則による改正前の大阪市建築基準法施行細則第2条第2項第1号（法第54条ただし書に関する部分を除く。）第3条第1項、第3条第3項（法第54条ただし書に関する部分を除く。）、第4条第3号、第14条、第16条第2項及び第19条第3項の規定並びに第3号様式は、なおその効力を有するものとし、新細則第5条中「建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下規則という。）第1条第5項」とあるのは「建築基準法施行規則の一部を改正する省令（昭和45年建設省令第27号）による改正前の建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条第5項」と、新細則第11条第1項中「規則」とあるのは「建築基準法施行規則（以下規則という。）」とそれぞれ読み替えるものとする。

附　則（昭和46年6月5日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和46年12月28日規則第116号）

この規則は、公布の日から施行する。
附　則(昭和48年3月31日規則第23号)
この規則は、昭和48年4月1日から施行する。
附　則(昭和48年4月28日規則第69号)抄
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(昭和48年9月27日規則第101号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(昭和49年4月1日規則第39号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(昭和49年7月1日規則第79号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(昭和49年7月22日規則第90号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(昭和50年4月1日規則第45号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(昭和50年6月9日規則第69号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(昭和51年9月30日規則第100号)
この規則は、昭和51年10月1日から施行する。
附　則(昭和52年9月29日規則第82号)
この規則は、昭和52年10月3日から施行する。
附　則(昭和52年11月1日規則第89号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(昭和54年4月1日規則第32号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(昭和55年4月1日規則第29号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(昭和55年12月11日規則第92号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(昭和56年5月21日規則第86号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(昭和57年4月1日規則第30号)抄
1　この規則は、公布の日から施行する。
附　則(昭和57年7月15日規則第111号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(昭和58年4月1日規則第35号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(昭和60年4月25日規則第76号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(昭和61年1月30日規則第6号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(昭和61年4月1日規則第68号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(昭和61年5月29日規則第88号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(昭和62年12月28日規則第82号)
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第2項の改正規定は、昭和63年4月1日から施行する。
附　則(昭和63年4月1日規則第79号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(平成元年4月1日規則第16号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(平成2年4月1日規則第57号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(平成5年4月1日規則第52号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(平成5年6月25日規則第86号)
(施行期日)
1　この規則は、公布の日から施行する。
(用途地域に関する経過措置)
2　この規則の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分については、平成8年6月24日(その日前に改正法第1条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項の規定(同法第22条第1項において読み替える場合を含む。)による告示があった日)までの間は、この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則第2条第2項第1号、第3条第1項及び第5項、第15条の4第1号並びに第15条の6第1項の規定は適用せず、この規則による改正前の大阪市建築基

準法施行細則第2条第2項第1号、第3条第1項及び第5項、第15条の4第1号並びに第15条の6第1項の規定は、なおその効力を有する。

附　則(平成5年10月1日規則第127号)

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則(以下「改正後の規則」という。)第11条の2第1項第2号に掲げる電動ダムウエーターの平成5年における改正後の規則第11条の2第1項の規定の適用については、同項中「毎年4月1日から12月25日まで」とあるのは「平成5年10月1日から同年12月25日まで」とする。

附　則(平成7年2月15日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成7年12月8日規則第98号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成9年4月1日規則第71号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成9年9月30日規則第107号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成9年11月7日規則第114号)

この規則は、平成9年11月8日から施行する。

附　則(平成11年4月30日規則第68号)

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附　則(平成12年4月1日規則第106号)

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、平成12年5月1日から施行する。

2　この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の大阪市建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附　則(平成12年6月1日規則第139号)

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の大阪市建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附　則(平成12年10月20日規則第157号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成12年12月28日規則第170号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附　則(平成13年4月1日規則第71号)

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の大阪市建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附　則(平成13年5月17日規則第97号)

この規則は、平成13年5月18日から施行する。

附　則(平成14年3月31日規則第78号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附　則(平成14年12月27日規則第161号)

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附　則(平成15年3月31日規則第72号)

1　この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の大阪市建築基準法施行細則第13号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附　則(平成15年4月15日規則第83号)

この規則は、平成15年4月16日から施行する。

附　則(平成16年3月29日規則第25号)

1　この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の大阪市建築基準法施行細則第9号様式から第11号様式までの規定による用紙は、この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附　則(平成17年3月4日規則第3号)抄

(施行期日)

1　この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際、現に存する第19条の規定による改正前の大阪市建築基準法施行細則第6号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附　則(平成17年4月12日規則第94号)

1　この規則は、平成17年4月13日から施行する。

2　この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定による用紙は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附　則(平成17年5月30日規則第107号)

1　この規則は、平成17年6月1日から施行する。

2　この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の大阪市建築基準法施行細則第9号様式及び第10号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附　則(平成18年3月10日規則第11号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附　則(平成18年4月12日規則第144号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成19年3月30日規則第114号)

1　この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市建築基準法施行細則第9号様式、第10号様式、第13号様式、第13号の2様式及び第13号の3様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附　則(平成19年6月19日規則第156号)

1　この規則は、平成19年6月20日から施行する。ただし、第2条第2項第1号の改正規定、第16条第2項の改正規定(「第48条第13項」を「第48条第14項」に改める部分に限る。)及び第19条第3項の改正規定は、平成19年11月30日から施行する。

2　この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市建築基準法施行細則第9号様式及び第11号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附　則(平成20年3月26日規則第50号)

1　この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2　この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則第11条、第11条の2及び第9号様式から第10号の2様式までの規定は、この規則の施行の日以後に行う調査及び検査について適用し、同日前に行った調査及び検査については、なお従前の例による。

附　則(平成21年9月30日規則第135号)

1　この規則は、平成21年10月1日から施行する。

2　この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市建築基準法施行細則第1号様式及び第9号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附　則(平成22年3月31日規則第80号)

(施行期日)

1　この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の日前に開始した建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第1項の規定による調査については、なお従前の例による。

3　この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市建築基準法施行細則第9号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附　則(平成22年5月31日規則第98号)

1　この規則は、平成22年9月1日から施行する。

2　大阪市建築基準法施行条例第3条の3第1項に規定する個室ビデオ店等に対する平成22年におけるこの規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則第11条の2第2項の規定の適用については、同項中「毎年4月1日から12月25日まで」とあるのは「平成22年9月1日から同年12月25日まで」とする。

附　則(平成23年3月31日規則第69号)

1　この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市建築基準法施行細則第3号様式、第7号様式、第9号様式から第10号の2様式まで及び第14号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附　則(平成23年8月26日規則第103号)

1　この規則は、平成23年9月1日から施行する。

2　この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市建築基準法施行細則第4号様式から第4号の3様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附　則(平成24年3月30日規則第85号)

1　この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2　第1条の規定による改正後の開発許可の手続に関する規則第13号様式、第2条の規定による改正後の大阪市開発登録簿閲覧規則第3号様式、第3条の規定による改正後の大阪市優良住宅及び優良住宅認定事務施行細則第5号様式及び第4条の規定による改正後の大阪市建築基準法細則第13号様式から第13号の3様式までの規定は、平成24年度の収納事務から適用し、平成23年度の収納事務については、なお従前の例による。

附　則(平成25年3月29日規則第136号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附　則(平成25年6月28日規則第159号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成27年5月29日規則第174号)

(施行期日)

1　この規則は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の日前に行われた建築基準法の一部を改正する法律(平成26年法律第54号)による改正前の建築基準法第7条の6第1項第1号又は同法第18条第22項第1号の規定による承認の申請については、なお従前の例による。

3　この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市建築基準法施行細則第1号様式、第2号様式、第3号様式、第4号様式から第4号の3様式まで、第4号の5様式、第7号様式及び第9号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附　則(平成28年3月25日規則第22号)

(施行期日)

1　この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則(以下「改正後の規則」という。)第13号様式から第13号の3様式までの規定は、平成28年度予算に係る手数料から適用し、平成27年度予算に係る手数料については、なお従前の例による。

3　この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市建築基準法施行細則第13号様式から第13号の3様式までの規定による用紙は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附　則(平成28年5月31日規則第117号)

(施行期日)

1　この規則は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則による改正前の大阪市建築基準法施行細則(以下「改正前の規則」という。)第11条第1項の規定の適用を受ける建築物であって、この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則(以下「改正後の規則」という。)第11条第1項、第2項又は第3項の規定の適用を受ける特定建築物については、改正前の規則第11条第1項の規定により平成28年4月1日から同年5月31日までの間に行われた報告は、改正後の規則第11条第1項、第2項又は第3項の規定により同年6月1日から同年12月25日までの間に行われた報告とみなす。

3　改正前の規則第11条の2第2項の規定の適用を受ける建築設備であって、改正後の規則第11条の2第1項の規定の適用を受ける特定建築設備等については、改正前の規則第11条の2第2項の規定により平成28年4月1日から同年5月31日までの間に行われた報告は、改正後の規則第11条の2第1項の規定により同年6月1日から同年12月25日までの間に行われた報告とみなす。

4　改正前の規則第11条の2第1項の規定の適用を受ける昇降機及び工作物であって、改正後の規則第11条の2第3項の規定の適用を受ける昇降機及び昇降機等については、改正前の規則第11条の2第1項の規定により平成28年4月1日から同年5月31日までの間に行われた報告は、改正後の規則第11条の2第3項の規定により同年6月1日から同年12月25日までの間に行われた報告とみなす。

5　この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から平成31年5月31日までの間に、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条第5項又は第7条の2第5項(法第87条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により検査済証の交付を受けた建築物に係る小荷物専用昇降機については、当該交付を受けた日から当該交付を受けた日の属する年度の翌年度の末日までの間は、改正後の規則第11条の2第3項の規定は、適用しない。

6　施行日から平成31年5月31日までの間における建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第16条第3項第2号に規定する防火設備及び改正後の規則第11条の2第2項に規定する防火設備に係る法第12条第3項の規定による報告の時期は、改正後の規則第11条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる防火設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)　平成28年3月31日以前に法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により検査済証の交付を受けた建築物に係る防火設備　平成29年4月1日から同年12月25日まで、平成30年4月1日から同年12月25日まで及び平成31年4月1日から同年5月31日まで

(2)　平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により検査済証の交付を受けた建築物に係る防火設備　平成30年4月1日から同年12月25日まで及び平成31年4月1日から同年5月31日まで

(3)　平成29年4月1日から同年5月31日までの間に法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により検査済証の交付を受けた建築物に係る防火設備　平成31年4月1日から同年5月31日まで

7　この規則の施行の際現に存する改正前の規則第9号様式及び第10号様式による用紙は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附　則(平成29年3月24日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成29年3月31日規則第90号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式(第3条の2関係)

(A4)

認定申請書 平成　　年　　月　　日 大阪市長　　様 住所			
		法人にあっては、主たる事務所の所在地	
申請者 氏名印			
		法人にあっては、その名称及び代表者の氏名印	
電話(　　)　　番			
大阪府建築基準法施行条例	第9条の2 第24条 第78条	の規定により、次のとおり申請します。	
建築主住所氏名	電話(　　)　　番		
代理者住所氏名	電話(　　)　　番		
設計者資格 住所氏名	(　)級建築士(　　)登録第号 電話(　　)　　番		
敷地の位置 (地名地番)			
主要用途			
工事種別			
認定を要する理由			
認定により制限の緩和を行う条項	第　　条　　第　　項第　　号		
※受付欄	※決裁欄	※番号欄	
		平成　年　月　日	
		第 号	

第1号の2様式（第3条の2関係）

（A4）

認定申請書

平成　　年　　月　　日

大阪市長　　様

	法人にあっては、主たる事務所の所在地　　住所
	申請者
	氏名印
	法人にあっては、その名称及び代表者の氏名印
	電話（　　）　　番

大阪府建築基準法施行条例	第66条 第67条第2項 第68条第2項	の規定により、次のとおり申請します。

建築主住所氏名	電話（　　）　　番
代理者住所氏名	電話（　　）　　番

敷地の位置	地名地番	
	用途地域	
	防火地域	防火・準防火・指定なし
	その他の区域、地区	
道路・空地等	名称	
	幅員	
	接する長さ	
主要用途		
工事種別		新築・増築・改築・移転・用途変更・その他（　）

		計画部分		既存部分		合計	
敷地面積			m²		m²		m²
建築面積			m²		m²		m²
延べ面積 （容積率対象面積）		（	m² ）	（	m² ）	（	m² ）
建築物の高さ	最高		m		m		
	軒高		m		m		
建築物の階数							
建築物の構造							
認定を要する理由							

※受付欄	※決裁欄	※番号欄

			平成　年　月　日 第　　号
注　※印の欄については、記入しないでください。			

第1号の3様式（第3条の4関係）

（A4）

建築基準法第3条第1項の規定による指定等申請書

平成　　年　　月　　日

大阪市長　　様

住所

（法人にあっては主たる事務所の所在地）

申請者

氏名印

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名印）

電話（　　）　　番

建築基準法第3条第1項	第3号 第4号	の規定による	指定 認定	を申請します。

1　建築主（管理者） 住所氏名		電話（　　）　　番
2　代表者住所氏名		電話（　　）　　番
3 計画敷地	イ　地名地番	
	ロ　敷地面積	m²
	ハ　用途地域	
	ニ　防火地域	防火、準防火、指定なし
	ホ　その他の地域・地区	
4 建築物の概要	イ　主要用途	
	ロ　建築面積	（申請部分）　m²　（申請以外の部分）　m²　（合計）　m²
	ハ　延べ面積	（申請部分）　m²　（申請以外の部分）　m²　（合計）　m²
	ニ　建築物の構造	

ホ　建築物の高さ	
へ　建築物の階数	

5　指定等を要する理由

※　受付欄　　※　決裁欄

注　※印の欄については、記入しないでください。

第2号様式（第3条、第4条関係）

（A4）

工場・危険物調書

工場関係事項	業種			作業場床面積				
				申請部分	m 2	申請以外の部分	m 2	合計 m 2
	原料名	一日の処理量		製品名			一日の製品量	
	機械の種類	機械台数			原動機の出力　kw			
		新（増）設	既設	計	新（増）設	既設	計	
	合計							
	作業方法							

危険物関係事項		種類	用途	最大貯蔵量	最大処理量
	申請部分				
	申請以外の部分				
	合計				
備考					

（注意）（1）「業種」欄には工場業態を分かり易く示すような工場種類名を記入してください。

（2）「原料名」欄には工場に搬入されるときの原料の品名を記入してください。

（3）「作業方法」欄には作業工程の順に従って具体的に記入してください。（外注部分はその旨を明記すること）

（4）「備考」欄には工場創立年月日、略歴、過去の確認若しくは許可、工員数について、また、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第116条第1項の表に掲げる危険物の2種類以上を同一の建築物に貯蔵しようとする場合にあっては、それぞれ同表の各欄の危険物の数量の限度の数値に対する貯蔵しようとする危険物の数値の割合などを記入してください。

第3号様式（第3条の2、第4条関係）

（A4）

建築基準法第86条の7による調書

建築物新設年月日				年　月　日		適合しない条項			
基準時年月日				年　月　日					
				(A) 基準時の数値	(B) 本申請までの増減	(C) 本申請による増減	(D) (B)＋(C)	(E) (A)＋(B)＋(C)	(F) (E)／(A)
1　敷地面積				m²	m²	m²	m²	m²	
2　建築面積				m²	m²	m²	m²	m²	
3　延べ面積				m²	m²	m²	m²	m²	
4 面積・床積・原動機の出力・機械台数・器具の容量・容量等の容量・高さ	用途地域内の適建築物・第不格第法条項	A工場	作業場	m²	m²	m²	m²	m²	
			非作業場	m²	m²	m²	m²	m²	
			合計	m²	m²	m²	m²	m²	
			不適格原動機の出力	kw	kw	kw	kw	kw	
			不適格機械の台数	台	台	台	台	台	
			不適格容器等の容量	l	l	l	l	l	
		B	危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物	m²	m²	m²	m²	m²	
		C	その他の用途（　　）に供するもの	m²	m²	m²	m²	m²	

法第　条　不適格建築物	m 2	m 2	m 2	m 2	m 2	
法第　条　不適格建築物	m 2	m 2	m 2	m 2	m 2	
法第　条　不適格建築物	m 2	m 2	m 2	m 2	m 2	
法第　条　不適格建築物						

5　工事種別　　増築、改築、移転、用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替

6　本申請に係る部分の用途

7　参考事項

注　(B)(C)欄に減少部分(除却部分)があるときは、その数字を朱書してください。

第3号の2様式(第4条関係)

(A4)

建築基準法施行令第　　条の　　による調書(工作物)

工作物新設年月日		年　月　日		適合しない条項		法第48条第　　項	
基準時年月日		年　月　日					
		(A)　基準時の数値	(B)　本申請までの増減	(C)　本申請	(D)　(B)＋(C)	(E)　(A)＋(B)＋(C)	(F)　(E)/(A)
1	敷地面積	m 2	m 2	m 2	m 2	m 2	
2	不適格築造面積	m 2	m 2	m 2	m 2	m 2	
3	不適格原動機の出力	kw	kw	kw	kw	kw	
4	工事種別	増築、改築、その他(　　)					
5	本申請に係る部分の用途						
6	参考事項						

（注）　(B)(C)欄に減少部分(除却部分)があるときは、その数字を朱書してください。

第4号様式(第5条、第5条の2関係)　(A4)

建築計画概要書等閲覧・写しの交付申請書

平成　年　月　日

大阪市長　様

申請者　住所

	法人にあっては、主たる事務所の所在地	
氏名		
	法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	

次のとおり建築計画概要書等の閲覧又は写しの交付を申請します。

申請の種別	□閲覧申請 □写しの交付申請(指定道路図及び指定道路調書を除く。)
申請する書類	□建築計画概要書　□築造計画概要書　□定期調査報告概要書 □定期検査報告概要書｛□昇降機　□遊戯施設　□建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く。)｝□処分等概要書 □全体計画概要書 □指定道路図　□指定道路調書
建築主(築造主、所有者、管理者)氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
敷地の位置(建築物の所在地)	(住所) (地番)
建築物の名称	
用途	
認定通知書等番号及び通知年月日	第　　号 年　　月　　日
確認済証番号及び交付年月日	第　　号 年　　月　　日
検査済証番号及び交付年月日	第　　号 年　　月　　日
申請理由	

備考	

第4号の2様式(第5条の2関係)　(A4)

台帳記載事項証明書交付申請書(建築物・工作物)

平成　年　月　日

大阪市長　様

申請者　住所

法人にあっては、主たる事務所の所在地

氏名

法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

大阪市建築基準法施行条例第5条の3の規定に基づき、次のとおり台帳記載事項証明書の交付を申請します。

建築主	住所 氏名		
建築位置	大阪市　　区		
主要用途		構造規模	地上　　階 地下　　階
工事種別		申請延べ面積	
建築確認済証(通知書)	年　月　日　第　号		処分機関名
中間検査合格証	第1回(工程名) 年　月　日　第　号		処分機関名
	第2回(工程名) 年　月　日　第　号		処分機関名
検査済証	年　月　日　第　号		処分機関名
備考			
提出先		提出理由	

	第　　号 平成　年　月　日	

第4号の3様式（第5条の2関係）　（A4）

台帳記載事項証明書交付申請書（建築設備）

平成　年　月　日

大阪市長　様

申請者　住所

	法人にあっては、主たる事務所の所在地	
氏名		
	法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	

大阪市建築基準法施行条例第5条の3の規定に基づき、次のとおり台帳記載事項証明書の交付を申請します。

建築主	住所		
	氏名		
建築位置	大阪市　　区		
主要用途		種別	エレベーター（　　基） エスカレーター（　　基） その他（　　）（　　基）
確認済証（通知書）	年　月　日　第　号	処分機関名	
検査済証	年　月　日　第　号	処分機関名	
概要	用途名　用（　　基）　定員 積載量　N　速度 m／分 kg		
	用途名　用（　　基）　定員		

積載量　　N　　速度
m／分

kg

輸送能力　　人／時

速度　　m／分

備考

提出先　　提出理由

	第　　号 平成　年　月　日

第4号の4様式（第5条の2関係）

台帳記載事項証明書

申請者　住所

	法人にあっては、主たる事務所の所在地

氏名　　様

	法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

建築主	住所			
	氏名			
建築位置	大阪市　　区			
主要用途		構造規模		地上　　階
				地下　　階
工事種別			申請延べ面積	
建築確認済証（通知書）	年　月　日　第　号			処分機関名
中間検査合格証	第1回（工程名）			処分機関名
	年　月　日　第　号			
	第2回（工程名）			処分機関名

	年　月　日　第　号	
検査済証	年　月　日　第　号	処分機関名
備考		

第　号

平成　年　月　日

上記のとおり証明します。

大阪市長

第4号の5様式（第5条の2関係）　（A4）

台帳記載事項証明書（建築設備）

申請者　住所

	法人にあっては、主たる事務所の所在地	

氏名　様

	法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	

建築主	住所		
	氏名		
建築位置	大阪市　区		
主要用途		種別	エレベーター（　基） エスカレーター（　基） その他（　）（　基）
確認済証（通知書）	年　月　日　第　号		処分機関名
検査済証	年　月　日　第　号		処分機関名
概要	用途名　用（　基）　定員		

積載量 m／分	N 速度 kg
用途名	用（ 基） 定員
積載量 m／分	N 速度 kg
	輸送能力 人／時
	速度 m／分
備考	

第 号

平成 年 月 日

上記のとおり証明します。

大阪市長

第4号の6様式（第6条の2関係）

（A4）

工事監理者	選任 変更	届出書

平成 年 月 日

大阪市長 様

住所

	法人にあっては、主たる事務所の所在地

届出者

氏名印

	法人にあっては、その名称及び代表者の氏名印

電話（ ） 番

大阪市建築基準法施行条例第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

工事監理者 住所氏名印	電話（ ） 番

資格 事務所名	(　　)建築士(　　大臣・　　知事)登録第　　号 (　　)建築士事務所(　　)知事登録第　　号
変更前の工事監理者 住所氏名印	電話(　　)　　番
資格 事務所名 (工事監理者を変更した場合のみ記入)	(　　)建築士(　　大臣・　　知事)登録第　　号 (　　)建築士事務所(　　)知事登録第　　号
建築物の名称	
敷地の位置 (地名地番)	
確認済証番号及び交付年月日	第　　号　平成　年　月　日
工事の計画 年月日を記載した工程表に代えてもよい。	工事着手日　平成　年　月　日 特定工程(1)　平成　年　月　日 特定工程(2)　平成　年　月　日 工事完了日　平成　年　月　日
備考 工事監理者が複数の場合は、その者の住所、氏名及び電話番号等を記入	
※受付欄	※決裁欄　　※番号欄 平成　年　月　日 第　号

注　1　建築主、設置者又は築造主が届け出てください。
　　2　確認済証及び確認申請書の副本を添付してください。
　　3　※印の欄については、記入しないでください。

第5号様式(第7条関係)

(A4)

建築主等・代理者・工事施工者の選定・変更届出書

平成　年　月　日

大阪市建築主事　　様

住所

法人にあっては、主たる事務所の所在地

届出者

氏名印

法人にあっては、その名称及び代表者の氏名印

電話（　　）　　番

大阪市建築基準法施行細則第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

建築主等住所氏名印	新番	電話（　　）
	旧番	電話（　　）
代理者住所氏名	新番	電話（　　）
	旧番	電話（　　）
工事施工者住所氏名	新番	電話（　　） 建設業者登録　第　　号
	旧番	電話（　　） 建設業者登録　第　　号
敷地の位置 （地名地番）		
確認済証番号及び交付年月日	第　　号　平成　　年　　月　　日	
変更理由		

※受付欄	※決裁欄	※番号欄
		平成　年　月　日 第　号

注　1　建築主、設置者又は築造主が届け出てください。

2　確認済証及び確認申請書の副本を添付してください。

3　※印の欄については、記入しないでください。

第6号様式（第8条関係）

（A4）

敷地及び建築設備の変更等届出書

平成　　年　　月　　日

住所

大阪市建築主事　　様　　法人にあっては、主たる事務所の所在地

届出者

氏名印

法人にあっては、その名称及び代表者の氏名印

電話　　（　　）

大阪市建築基準法施行細則第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

代理者住所氏名		
設計者住所氏名		
工事施工者住所氏名		
敷地の形状・面積	形状変更の有・無	変更前の面積　m^2 変更後の面積　m^2
地名地番 変更のない場合は変更前に記入	変更前 変更後	
工事着手予定日	平成　　年　　月　　日	
工事完了予定日	平成　　年　　月　　日	
確認済証番号及び交付年月日	第　　号　平成　　年　　月　　日	
主要用途		
工事部分の用途		
工事種別		
変更等の概要		

※受付欄	※決裁欄	※番号欄
		平成　年　月　日 第　号

注　1　建築主、設置者又は築造主が届け出てください。

　　2　敷地の形状又は面積を変更しようとするときは、確認済証、確認申請書の副本、実測図、配置図等を添付してください。

3　地名又は地番が変更されたときは、確認済証、確認申請書の副本、土地の登記事項証明書、地図(公図)、地籍測量図等を添付してください。

4　※印の欄については、記入しないでください。

第7号様式(第8条の2、第9条関係)

(A4)

取下げ・取りやめ届

(第1面)

平成　年　　月

大阪市長

様

大阪市建築主事

住

(法人にあっては、主たる事務所の所在地

届出

氏名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名印

電話(　　)

下記事項について、届け出ます。

【1　届出区分】

□　申請取下げ届　　□　建築工事取りやめ届

【2　受付事項】

【受付年月日】　　年　　月　　日

【受付番号】　　第　　号

【3　確認検査事項】

□　確認申請　　□　計画変更確認申請　　□　中間検査申請　　□　完了検査申請

【確認済証等交付年月日】　　年　　月　　日

【確認済証等番号】　　第　　号

【建築主事(指定確認検査機関)】

【4　許可・認定・指定番号】

□　許可申請　　□　認定申請　　□　指定申請

【許可等年月日】　　年　　月　　日

【許可等番号】　　第　　号

【5　建築主等】

【氏名のフリガナ】

【氏名】
【郵便番号】
【住所】
【電話番号】

【6　代理者】
【資格】　（　　）建築士　（　　）登録第　　号
【氏名】
【建築士事務所名】（　　）建築士事務所（　　）知事登録第　　号
【郵便番号】
【所在地】
【電話番号】

※大阪市使用欄

（第2面）

取下げ・取りやめに関する事項

【1　地名地番】

【2　住居表示】

【3　建築物の概要】
【主要用途】　（区分　　）
【工事種別】
□　新築　□　増築　□　改築　□　移転　□　用途変更
□　大規模の修繕　□大規模の模様替
（　申請部分　）　（　申請以外の部分　）　（　合計　）
【建築面積】　（　　）　（　　）　（　　）
【延べ面積】　（　　）　（　　）　（　　）
【敷地面積】
【建築物の名称】

【4　取下げ・取りやめの理由】

【5　備考】

注　建築主、設置者又は築造主が届け出てください。

第8号様式(第10条関係)

建築基準法による命令の公告

建築物(築造物)の所在地

命令を受けた者の氏名

この建築物(築造物)は、建築基準法に違反しているので　　を命じたものである。

注意

1　この標識を損壊した者は、公文書毀〈き〉棄罪で罰せられます。

2　命令に違反して、この建築物(築造物)　　場合は罰せられます。

平成　　年　　月　　日

大阪市長

第9号様式(第11条関係)

定期調査報告書(建築物)

(第1面)

建築基準法第12条第1項の規定による定期調査の結果を報告します。この報告書に記載のは、事実に相違ありません。

大阪市長　　様

平成　　年　　月

報告者氏名 (所有者又は管理者)	
調査者氏名	

1　所有者	イ　氏名のフリガナ	
	ロ　氏名	
	ハ　郵便番号	
	ニ　住所	
	ホ　電話番号	
2　管理者	イ　氏名のフリガナ	

	ロ　氏名	
	ハ　郵便番号	
	ニ　住所	
	ホ　電話番号	
3　調査者	（代表となる調査者）	
	イ　資格等	（　　）級建築士　（　　）登録号 特定建築物調査員　号
	ロ　氏名のフリガナ	
	ハ　氏名	
	ニ　勤務先	（　　）建築士事務所（　　）知事登録　第号
	ホ　郵便番号	
	ヘ　所在地	
	ト　電話番号	
	（その他の調査者）　□　有　□　無	
4　報告対象建築物	イ　所在地	
	ロ　名称のフリガナ	
	ハ　名称	
	ニ　用途	
5　調査による指摘の概要	イ　指摘の内容	□　要是正の指摘あり　（□　既存不適格） 指摘なし
	ロ　指摘の概要	
	ハ　改善予定の有無	□　有　（平成　　年　　月に改善予定） 無
	ニ　その他特記事項	

※受付欄　※特記欄　※受付欄

年　月　日

第
号

担当者印

記号
番号

（注意）(1)必ず記号番号をご記入くだ
(2)※印欄は記入しないでくだ

（第2面）

建築物及びその敷地に関する事項

1　敷地の位置	イ　防火地域等	□　防火地域　□　準防火地域 □　その他（　　）　□　指定なし
	ロ　用途地域	
2　建築物及びその敷地の概要	イ　構造	□　鉄筋コンクリート造　□　鉄骨鉄筋コンクリー □　鉄骨造　□　その他 （　　）
	ロ　階数	地上　　階　　地下　　階
	ハ　敷地面積	㎡
	ニ　建築面積	㎡
	ホ　延べ面積	㎡
	ヘ　検査対象設備の有無	□　昇降機　□　遊戯施設　□　防火 □　換気設備　□　排煙設備　□　非常明装置
3　階別用途別床面積	（　　）号棟	
	イ　階別用途別	

階	報告対象の用途	床面積	その他の用途		
		㎡			
		㎡			
		㎡			
		㎡			
		㎡			
		㎡			
		㎡			
		㎡			
		㎡			
		㎡			
		㎡			
		㎡			
ロ　報告対象の用途の床面積の合計		㎡	その他の用途の床面積の合計		
		㎡			

			m²	

4　性能検証法等の適用	□　耐火性能検証法	□　防火区画検証法
	□　階避難安全検証法（　　階）	□　全館避難安全検証法
	□　その他（	
5　新築、増築、改築等の経過	□昭和□平成　　年　　月　　日　概要（　　）	
	□昭和□平成　　年　　月　　日　概要（　　）	
	□昭和□平成　　年　　月　　日　概要（　　）	
	□昭和□平成　　年　　月　　日　概要（　　）	
6　関連図書の整備状況	イ　確認に要した図書	□　有（□　各階平面図あり）　□　無
	ロ　確認済証	□　有　□　無
		交付番号号　□昭和□平成　　年　　月　　日
		交付者　□　建築主事
		□　指定確認検査機関（　　）
	ハ　完了検査に要した図書	□有　□無
	ニ　検査済証	□有　□無
		交付番号号　□昭和□平成　　年　　月　　日
		交付者　□　建築主事
		□　指定確認検査機関（　　）
	ホ　維持保全に関する準則又は計画	□　有　□　無
	ヘ　前回の調査に関する書類の写し	□　有　□　無　□　対
7　備考		

（第3面）

調査等の概要

1　調査及び検査の状況	イ　今回の調査	平成　　年　　月　　日実施
	ロ　前回の調査の報告日	□　実施（平成　　年　　月　　日報告）□ □対象外
	ハ　建築設備の検査の報告日	□　実施（平成　　年　　月　　日報告）□ □対象外

	ニ　昇降機等の検査の報告日	□　実施（平成　　年　　月　　日報告）□ □対象外
	ホ　防火設備の検査の報告日	□　実施（平成　　年　　月　　日報告）□ □対象外
2—1　調査状況（敷地及び地盤）	イ　指摘の内容	□　要是正の指摘あり　（□　既存不適格） □　指摘なし
	ロ　指摘の概要	
	ハ　改善予定の有無	□　有（平成　　年　　月に改善予定）　□
2—2　調査状況（建築物の外部）	イ　指摘の内容	□　要是正の指摘あり　（□　既存不適格） □　指摘なし
	ロ　指摘の概要	
	ハ　改善予定の有無	□　有（平成　　年　　月に改善予定）　□
2—3　調査状況（屋上及び屋根）	イ　指摘の内容	□　要是正の指摘あり　（□　既存不適格） □　指摘なし
	ロ　指摘の概要	
	ハ　改善予定の有無	□　有（平成　　年　　月に改善予定）　□
2—4　調査状況（建築物の内部）	イ　指摘の内容	□　要是正の指摘あり　（□　既存不適格） □　指摘なし
	ロ　指摘の概要	

	ハ　改善予定の有無	□　有(平成　　年　　月に改善予定)　　□
2—5　調査状況（避難施設等）	イ　指摘の内容	□　要是正の指摘あり　　(□　既存不適格) □　指摘なし
	ロ　指摘の概要	
	ハ　改善予定の有無	□　有(平成　　年　　月に改善予定)　　□
2—6　調査状況（その他）	イ　指摘の内容	□　要是正の指摘あり　　(□　既存不適格) □　指摘なし
	ロ　指摘の概要	
	ハ　改善予定の有無	□　有(平成　　年　　月に改善予定)
3　石綿を添加した建築材料の調査状況	イ　該当建築材料の有無	(該当する室) □　有　(飛散防止措置無) (　　) □　有　(飛散防止措置有) (　　) □　無　　□　不明(　　年　月に調査予定)
	ロ　措置予定の有無	□　有　(平成　　年　月に改善予定)
4　耐震診断及び耐震改修の調査状況	イ　耐震診断の実施の有無	□　有　　□　無　(平成　　年　月に実施予定) 対象外
	ロ　耐震改修の実施の有無	□　有　　□　無　(平成　　年　月に実施予定) 対象外
5　建築物等に係る不具合等の状況	イ　不具合等	□　有　　□　無
	ロ　不具合等の記録	□　有　　□　無
	ハ　改善の状況	□　実施済　　□改善予定　(平成　　年　月予定) □　予定なし

6　備考		

（第4面）

建築物等に係る不具合等の状況

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善（予定）年月	改善措置の概

（注意）

1　各面共通関係

①　※印のある欄は記入しないでください。

②　数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

③　記入欄が不足する場合は、枠を拡大し、又は行を追加して記入するか、別紙に必要な事
入し添えてください。

2　第1面関係

①　報告者又は調査者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

②　調査者が2人以上のときは、代表となる調査者を調査者氏名欄に記入してください。

③　1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代
名を、「ハ」、「ニ」及び「ホ」はそれぞれ法人の郵便番号、所在地及び電話番号を記入して
い。

④　3欄は、当該建築物の調査を行った全ての調査者について記入し、代表となる調査者以
ては、「(その他の調査者)」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、この様式に
り作成した書面に記載してその書面を別紙として添付してください。なお、当該建築物の調査
た調査者が1人の場合は、「(その他の調査者)」の「無」のチェックボックスに「レ」マーク
ください。

⑤　3欄の「イ」は、調査者の有する資格等について記入してください。調査者が建築基準
「法」という。)第12条第1項に規定する建築物調査員のうち建築物調査員資格者証の交付を
る者である場合は、建築基準法施行規則第6条の5第1項に規定する特定建築物調査員資格者証
号を「特定建築物調査員」の番号欄に記入してください。

⑥　3欄の「ニ」は、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し
が建築士事務所のときは、事務所登録番号を併せて記入してください。

⑦　3欄の「ホ」から「ト」までは、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先
記入し、調査者が法人に勤務していない場合は、調査者の住所について記入してください。

⑧　第3面の2―1欄から2―6欄までのいずれかの「イ」において、「要是正の指摘あり」の
ボックスに「レ」マークを入れたときは5欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボッ
「レ」マークを入れ、それ以外のときは「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを
ださい。また、第3面の2―1欄から2―6欄までの「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボ
「レ」マークを入れたものの全てにおいて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マー
たときは、併せて5欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れて
い。

⑨　5欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください

⑩　5欄の「ハ」は、第3面の2―1欄から2―6欄までのいずれかの「ハ」において改善予定
しているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第3面の2―1欄から2―6欄
「ハ」に記入された改善予定年月日のうち最も早いものを併せて記入してください。

⑪　5欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください

3　第2面関係

①　この書類は、建築物ごとに作成してください。

②　敷地が複数の地域にまたがるときは、1欄の「イ」は、該当する全てのチェックボック
「レ」マークを入れてください。法第22条第1項の規定により地域指定がされている場合、災
域に指定されている場合その他法又はそれに基づく命令により地域等の指定がされている場
「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せてその内容を記入してください。

③　1欄の「ロ」は、該当する用途地域名を全て記入してください。

④　2欄の「イ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
の他の構造からなる場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せ
な構造を記入してください。

⑤　2欄の「ヘ」は、法第12条に基づく定期検査対象設備等に該当する場合のみすべてのチ
ボックスに「レ」マークを入れてください。

⑥　3欄の「イ」は、大阪市建築基準法施行細則第11条第1項及び第2項の表の(あ)欄に掲げ
について、最上階から順に記入し、当該用途に供する部分の床面積を記入してください。該
途が複数あるときは、それらをすべて記入してください。

⑦　3欄の「ロ」は、「イ」の用途ごとに床面積の合計を記入してください。

⑧　4欄は、建築基準法施行令(以下「令」という。)第108条の3第2項に規定する耐火性能
より耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、令第1
第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証
チェックボックスに、令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が
たときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、令第129条の2第4項に規定する全館避
証法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検証法」のチェックボック
れぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を検
を記入してください。法第38条(法第67条の2、第67条

の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。)、法第68条の25第1項又は建築基準
を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の法第38条の規定による認定を受けて
物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボック
「レ」マークを入れ、併せてその概要を記入してください。

⑨　5欄は、新築、増築、改築、模様替え、修繕又は用途の変更(以下「新築、増築、改築
う。)について、古いものから順に記入し、確認(法第6条第1項に規定する確認をいう。以下
受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は新築、増築、改築等が完
月日を、併せて記入し、それぞれ新築、増築、改築等の概要を記入してください。ただし、
認が新築でない場合は、新築時の建築確認済証交付番号を6欄の「ロ」に記入し、この欄には
いでください。

⑩　6欄の「イ」は、最近の確認について、当該確認に要した図書の全部又は一部があると
「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、そのうち各階平面図があるときは併せて
面図あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑪　6欄の「ロ」は、最近の確認に係る確認済証について、該当するチェックボックスに「
クを入れてください。「有」の場合は、確認済証の交付年月日を記入し、交付者に関するチ
ボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合は、併せてその名称を記入し
い。

⑫　6欄の「ハ」は、最近の完了検査について、当該完了検査に要した図書の全部又は一部
きは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑬　6欄の「ニ」は、⑪に準じて記入してください。

⑭　6欄の「ホ」は、法第8条第2項に規定する維持保全に関する準則又は計画について記入
さい。

⑮　6欄の「ヘ」は、前回の定期調査の結果を記録した書類の保存の有無について記入して
い。

⑯　法第86条の8の規定の適用を受けている場合において、7欄にその旨を記載してくださ

⑰　ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、7欄又は別紙に記載して添えてくだ

4　第3面関係

①　この書類は、建築物ごとに、当該建築物の敷地、構造及び建築設備の状況(別途建築設
を行っている場合は建築設備の設置の状況に係るものに限る。)に関する調査の結果について
ください。

②　1欄の「イ」は、調査が終了した年月日を記入し、「ロ」は前回報告日を記入してくだ

③　1欄の「ハ」から「ホ」までは、最近の報告について、それぞれ記入してください。

④　2―1欄から2―6欄までの「イ」は、調査結果において、是正が必要と認められるとき
正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、法第3条第2項(法第86条の9第1項
て準用する場合を含む。)の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せ
不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑤　2―1欄から2―6欄までの「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」
入れたとき(「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。)は、
指摘の概要を記入して下さい。

⑥　2―1欄から2―6欄までの「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」
入れた当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボッ
「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」
「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑦　3欄は、法第28条の2の規定の適用を受ける石綿を添加した建築材料について記入して
い。「イ」の「有(飛散防止措置無)」又は「有(飛散防止措置有)」のチェックボックスに「
クを入れたときは、当該建築材料が確認された室を記入してください。当該建築材料につい
止措置を行う予定があるときは、「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、
措置予定年月を記入してください。措置を行う予定がないときは、「ロ」の「無」のチェッ
スに「レ」マークを入れてください。

⑧　4欄は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第2条第1項又は第
定する耐震診断又は耐震改修の実施の有無について記入してください。耐震診断又は耐震改
の予定があるときは、実施予定年月を記入し、具体的な耐震改修の内容を定めている場合は
入し添えてください。

⑨　前回調査時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他
屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落、
備等の異常動作等(以下「不具合等」という。)について第4面の「不具合等の概要」欄に記入
は、5欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合等について
るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」
「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第4面に記入された不具
ち当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるも
場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第4面に記入された
のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「レ」

入れ、第4面の「改善(予定)年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて
これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑩　各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、6欄又は別紙に記入して添え
い。

5　第4面関係

①　第4面は、前回調査時以降に把握した建築物等に係る不具合等のうち第3面の2—1欄か
までにおいて指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してくださ
調査時以降の不具合等を把握していない場合は、第4面を省略することができます。

②　「不具合等を把握した年月」欄は、当該不具合等を把握した年月を記入してください。

③　「不具合等の概要」欄は、当該不具合等の概要を記入してください。

④　「考えられる原因」欄は、当該不具合等が生じた原因として考えられるものを記入し
い。

⑤　「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う
る場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「—」マークを記入して
い。

⑥　「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある
具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入し
い。

第10号様式(第11条の2関係)

定期検査報告書

(昇降機及び防火設備以外の特定建築設備等)

(第1面)

建築基準法第12条第3項の規定による定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の
事実に相違ありません。

大阪市長　　様

平成　　年　　月

報告

(所有者又は管理者)

検査者氏名		
1　所有者	イ　氏名のフリガナ	
	ロ　氏名	
	ハ　郵便番号	
	ニ　住所	
	ホ　電話番号	
2　管理者	イ　氏名のフリガナ	
	ロ　氏名	
	ハ　郵便番号	
	ニ　住所	
	ホ　電話番号	

3　検査者	（代表となる検査者）	
	イ　資格	（　　）級建築士　（　　）登録号 建築設備検査員号
	ロ　氏名のフリガナ	
	ハ　氏名	
	ニ　勤務先	（　　）建築士事務所　（　　）知事登録号
	ホ　郵便番号	
	ヘ　所在地	
	ト　電話番号	
	チ　担当設備	□　換気設備　□　排煙設備　□　非常用装置
	（その他の検査者）　□　有　□　無	
4　報告対象建築物	イ　所在地	
	ロ　名称のフリガナ	
	ハ　名称	
	ニ　用途	
5　検査による指摘の概要	イ　指摘の内容	□　要是正の指摘あり　（□　既存不適格） 摘なし
	ロ　指摘の概要	
	ハ　改善予定の有無	□　有（　平成　年　月に改善予定）　□
	ニ　その他特記事項	

※受付欄	※特記欄	※受付欄
平成　年　月　日		
第　号		
担当者印		

記号番号				（注意）(1)必ず記号番号をご記入ください。 (2)※印欄は記入しないでください。

（第2面）

建築設備の状況等

1　建築物の概要	イ　階数	地上　　階　　地下　　階
	ロ　建築面積	m²
	ハ　延べ面積	m²
	ニ　検査対象建築設備	□　換気設備　　□　排煙設備　　□　非常用の置
2　確認済証交付年月日等	イ　確認済証交付年月日	□昭和　□平成　　年　　月　　日　　第　　号
	ロ　確認済証交付者	□　建築主事 □　指定確認検査機関 (　　)
	ハ　検査済証交付年月日	□昭和　□平成　　年　　月　　日　　第　　号
	ニ　検査済証交付者	□　建築主事 □　指定確認検査機関 (　　)
3　検査日等	イ　今回の検査	平成　　年　　月　　日実施
	ロ　前回の検査・報告	□　実施　(平成　　年　　月　　日報告)□未実 □対象外
	ハ　前回の検査に関する書類の写し	□　有　　□　無
4　換気設備の概要	イ　無窓居室	□　自然換気設備(　　系統　　室) □　機械換気設備(　　系統　　室) □　中央管理方式の空気調和設備(　　系統　　室) □　その他(　　系統　　室)　□　無
	ロ　火気使用室	□　自然換気設備(　　系統　　室) □　機械換気設備(　　系統　　室) □　その他(　　系統　　室)　□　無
	ハ　居室等	□　自然換気設備(　　系統　　室) □　機械換気設備(　　系統　　室) □　中央管理方式の空気調和設備(　　系統　　室) □　その他(　　系統　　室)　□　無
	ニ　空気調和設備・冷暖房設備	□　個別パッケージ　□　全空気　□　ヒートポンプ □　ファンコイルユニット併用　□　その他 (　　)
	ホ　防火ダンパー(防火設備)の有無	□　有 □　無
	イ　指摘の内容	□　要是正の指摘あり(□　既存不適格)　□　指摘

	5　換気設備検査の状況	ロ　指摘の概要	
		ハ　改善予定の有無	□　有（平成　　年　　月に改善予定）　□
	6　換気設備の不具合の発生状況	イ　不具合	□　有　　□　無
		ロ　不具合記録	□　有　　□　無
		ハ　改善の状況	□　実施済　□　改善予定（平成　　年　　月に予定） □　予定なし
	7　排煙設備の概要	イ　避難安全検証法	□　階避難安全検証法　（ □　全館避難安全検証法 □　その他
		ロ　特別避難階段の階段室又は付室	□　吸引式（　　区画）□　給気式（ □　加圧式（　　区画）□　その他（ □　無
		ハ　非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー	□　吸引式（　　区画）□　給気式（ □　加圧式（　　区画）□　その他（ □　無
		ニ　非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室	□　吸引式（　　区画）□　給気式（ □　加圧式（　　区画）□　その他（ □　無
		ホ　居室等	□　吸引式（　　区画）□　給気式（ □　無
		ヘ　予備電源	□　蓄電池　　□　自家用発電装置 □　直結エンジン　　□　無
	8　排煙設備検査の状況	イ　指摘の内容	□　要是正の指摘あり（□　既存不適格）　□ し
		ロ　指摘の概要	

	ハ　改善予定の有無	□　有（平成　　年　　月に改善予定）　□
9　排煙設備の不具合の発生状況	イ　不具合	□　有　□　無
	ロ　不具合記録	□　有　□　無
	ハ　改善の状況	□　実施済　□　改善予定（平成　　年　　月に予定） □　予定なし
10　非常用の照明装置の概要	イ　照明器具	□　白熱灯（　　灯）　□　蛍光灯（　　灯） □　その他（　　灯）　□　無 □　蓄電池（内蔵形）（居室　　灯、廊下　　灯、階段　　灯） □　蓄電池（別置形）（居室　　灯、廊下　　灯、階段　　灯）
	ロ　予備電源	□　自家用発電装置（居室　　灯、廊下　　灯、階段　　灯） □　蓄電池（別置型）自家発電装置併用（居室　　灯、廊下　　灯、階段　　灯） □　無
11　非常用の照明装置の検査の状況	イ　指摘の内容	□　要是正の指摘あり（□　既存不適格）　□　なし
	ロ　指摘の概要	
	ハ　改善予定の有無	□　有（平成　　年　　月に改善予定）　□　無
12　非常用の照明装置の不具合の発生状況	イ　不具合	□　有　□　無
	ロ　不具合記録	□　有　□　無
	ハ　改善の状況	□　実施済　□　改善予定（平成　　年　　月に改定） □　予定なし
13　備考		

（第3面）

建築設備に係る不具合の状況

1　換気設備

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概

2　排煙設備

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概

3　非常用の照明装置

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概

（注意）

1　各面共通関係

①　※印のある欄は記入しないでください。

②　数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

③　記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記
えてください。

2　第1面関係

①　報告者又は検査者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することが
す。

②　検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。

③　1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び
名を、「ハ」、「ニ」及び「ホ」はそれぞれ法人の郵便番号、所在地及び電話番号を記入し
い。

④　3欄は、当該建築設備の検査を行ったすべての検査者について記入し、検査を担当した
のチェックボックスに「レ」マークを入れ、代表となる検査者以外については「（その他の検
の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、この様式の例により作成した書面に記
の書面を別紙として添付してください。なお、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場
「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑤　3欄の「イ」は、検査者の有する資格等について記入してください。検査者が建築基準
「法」という。）第12条第3項に規定する建築設備等検査員のうち建築設備等検査員資格者証
受けている者である場合は、建築基準法施行規則第6条の5第2項に規定する建築設備検査員資
交付番号を「建築設備検査員」の番号欄に記入してください。

⑥　3欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し
が建築士事務所のときは、事務所登録番号を併せて記入してください。

⑦　3欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先
記入し、検査者が法人に勤務していない場合は検査者の住所について記入してください。

⑧　第2面の5欄、8欄又は11欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェッ
スに「レ」マークを入れた場合においては、5欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェック
に「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マー
てください。また、第2面の5欄、8欄又は11欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボ
「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マー
れたときは、併せて5欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れ
い。

⑨　5欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください

⑩　5欄の「ハ」は、第2面の5欄、8欄又は11欄のいずれかの「ハ」において改善予定があ
いるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第2面の5欄、8欄又は11欄の
入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。

⑪　5欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください

3　第2面関係

①　この書類は、建築物ごとに、建築設備等の概要及び当該建築設備等の構造方法に係る
について作成してください。

②　1欄の「ニ」は、検査対象の建築設備について、該当する全てのチェックボックスに「
クを入れてください。

③　2欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の確認（法第87条の2及
88条第2項の規定により準用して適用される法第6条第1項に規定する確認。以下この様式にお
じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の完了検査につい
ぞれ記入してください。

④　2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。

⑤　3欄の「イ」は、検査が終了した年月日を記入し、「ロ」は、検査対象の建築設備等に前の報告について記入して下さい。

⑥　3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「対象外」のチェックボックスにマークを入れてください。

⑦　3欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記ださい。

⑧　4欄から12欄までは、検査の対象となっていない建築設備等の欄には記入する必要はあん。

⑨　4欄の「イ」は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の20分の1未満となる いて、「ロ」は、法第28条第3項に規定する居室(特殊建築物の居室を除く。)について記入し れ該当する室がない場合においては「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ハ 「イ」及び「ロ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。

⑩　4欄の「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」の場合具体的な内容を記入してください。

⑪　5欄、8欄又は11欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「 指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに法第3条 規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェッ スに「レ」マークを入れてください。

⑫　5欄、8欄又は11欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マー たとき(「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。)は、「ロ」に指 を記入してください。

⑬　5欄、8欄又は11欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マー (「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。)、当該指摘を受けた項 て改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて 年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ を入れてください。

⑭　前回検査時以降に把握した火災時の排煙設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、 他の劣化に起因するもの(以下、「不具合」という。)について第3面の1欄、2欄又は3欄の「 概要」欄に記入したときは、6欄、9欄又は12欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ を入れ、当該不具合について記録が有るときは6欄、9欄又は12欄の「ロ」の「有」のチェッ スに「レ」マークを入れ、記録が無いときは6欄、9欄又は12欄の「ロ」の「無」のチェック に「レ」マークを入れてください。また、第3面の1欄、2欄又は3欄に記入された不具合のう 具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない 欄、9欄又は12欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第3面の 又は3欄に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には6欄、9欄又は1 善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の い場合には6欄、9欄又は12欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてく

⑮　7欄の「イ」は、建築基準法施行令(以下「令」という。)第129条第3項に規定する階 検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェッ スに、令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめ 物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、 安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。法第38 条の2、第67条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。)、法第68条の25第1項又 準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の法第38条の規定による認 ている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェ クスに「レ」マークを入れ、併せてその概要を記入してください。

⑯　7欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、それぞれ該当する室がないときに「無」のチェッ スに「レ」マークを入れ、「ホ」は、「ロ」、「ハ」及び「ニ」以外の居室、廊下及び階段 する部分について記入してください。

⑰　各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、13欄又は別紙に記載して添 さい。

4　第3面関係

①　第3面の1欄、2欄又は3欄は、前回検査時以降に把握した建築設備に係る不具合のうち
欄、8欄又は11欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入
さい。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第3面を省略することができます。

②　「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。

③　「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容
てください。

④　「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを
ください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。

⑤　「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う
る場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「—」を記入してくださ

⑥　「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある
具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入し
い。

第10号の2様式(第11条の2関係)

定期検査報告書(防火設備)

(第1面)

建築基準法第12条第3項の規定による定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の
事実に相違ありません。

大阪市長　　様

平成　　年　　月

報告

(所有者又は管理者)

検査者氏名		
1　所有者	イ　氏名のフリガナ	
	ロ　氏名	
	ハ　郵便番号	
	ニ　住所	
	ホ　電話番号	
2　管理者	イ　氏名のフリガナ	
	ロ　氏名	
	ハ　郵便番号	
	ニ　住所	
	ホ　電話番号	
3　検査者	(代表となる検査者)	
	イ　資格	(　　)級建築士　(　　)登録　第　号 防火設備検査員　第　号

	ロ　氏名のフリガナ	
	ハ　氏名	
	ニ　勤務先	(　　)建築士事務所　(　　)知事登録　　第　　号
	ホ　郵便番号	
	ヘ　所在地	
	ト　電話番号	
	(その他の検査者)　□　有　□　無	
4　報告対象建築物	イ　所在地	
	ロ　名称のフリガナ	
	ハ　名称	
	ニ　用途	
5　検査による指摘の概要	イ　指摘の内容	□　要是正の指摘あり　(□　既存不適格)　□　指
	ロ　指摘の概要	
	ハ　改善予定の有無	□　有(　平成　　年　　月に改善予定)　□　無
	ニ　その他特記事項	

※受付欄	※特記欄	※受付欄
平成　　年　　月　　日		
第　　号		
担当者印		

記号番号				(注意)(1)必ず記号番号をご記入ください。 (2)※印欄は記入しないでください。

(第2面)

防火設備の状況等

1　建築物の概要	イ　階数	地上　　階　　地下　　階
	ロ　建築面積	m^2
	ハ　延べ面積	m^2
2　確認済証交付年月日等	イ　確認済証交付年月日	□昭和　□平成　　年　　月　　日　　第　　号

	ロ　確認済証交付者	□　建築主事 □　指定確認検査機関 （　　）
	ハ　検査済証交付年月日	□昭和　□平成　　年　　月　　日　　第　　号
	ニ　検査済証交付者	□　建築主事 □　指定確認検査機関 （　　）
3　検査日等	イ　今回の検査	平成　　年　　月　　日実施
	ロ　前回の検査・報告	□　実施　（平成　　年　　月　　日報告）□未 □対象外
	ハ　前回の検査に関する書類の写し	□　有　　□　無
4　防火設備の概要	イ　避難安全検証法等の適用	□　階避難安全検証法　（　　階） □　全館避難安全検証法　　□　その他
	ロ　防火設備	□　防火扉　（　　）枚 □　防火シャッター　（　　）枚 □　耐火クロススクリーン　（　　）枚 □　ドレンチャー　（　　）台 □　その他
5　防火設備検査の状況	イ　指摘の内容	□　要是正の指摘あり（□　既存不適格）　□　指摘
	ロ　指摘の概要	
	ハ　改善予定の有無	□　有　（平成　　年　　月に改善予定）　□
6　防火設備の不具合の発生状況	イ　不具合	□　有　　□　無
	ロ　不具合記録	□　有　　□　無
	ハ　改善の状況	□　実施済　□　改善予定（平成　　年　　月に改定） □　予定なし
7　備考		

（第3面）

防火設備に係る不具合の状況

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概

（注意）

1　各面共通関係

①　※印のある欄には記入しないでください。

②　数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

③　記入欄が不足する場合は、枠を拡大し、又は行を追加して記入するか、別紙に必要
記入して添えてください。

2　第1面関係

①　報告者又は検査者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができま

②　検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。

③　1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及
氏名を、「ハ」、「ニ」及び「ホ」はそれぞれ法人の郵便番号、所在地及び電話番号を記入
さい。

④　3欄は、当該防火設備の検査を行った全ての検査者について記入し、代表となる検査
ついては、「(その他の検査者)」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、この
により作成した書面に記載してその書面を別紙として添付してください。なお、当該防火設
を行った検査者が1人の場合は、「(その他の検査者)」の「無」のチェックボックスに「レ」
入れてください。

⑤　3欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が建築基準
「法」という。)第12条第3項に規定する建築設備等検査員のうち建築設備等検査員資格者証
受けている者である場合は、建築基準法施行規則第6条の5第2項に規定する防火設備検査員資
交付番号を「防火設備検査員」の番号欄に記入してください。

⑥　3欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入
先が建築士事務所のときは、事務所登録番号を併せて記入してください。

⑦　3欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は検査者の勤務先
記入し、検査者が法人に勤務していない場合は検査者の住所について記入してください。

⑧　第2面の5欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マ
れたときは5欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、
のときは「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第2面の
「イ」において「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて5
「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑨　5欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してくださ

⑩　5欄の「ハ」は、第2面の5欄の「ハ」において改善予定があるとしているときは「有
チェックボックスに「レ」マークを入れ改善予定年月を併せて記入してください。

⑪　5欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してくださ

3　第2面関係

①　この書類は、建築物ごとに、防火設備の概要及び当該防火設備の構造方法に係る検
ついて作成してください。

②　2欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の防火設備を有する建築物に関する直前の確認
て、「ハ」及び「ニ」は、検査対象の防火設備を有する建築物に関する直前の検査について、
れ記入してください。

③　2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指
査機関」の場合は、併せてその名称を記入してください。

④　3欄の「イ」は、検査が終了した年月日を記入し、「ロ」は、検査対象の防火設備に
前の報告について記入してください。

⑤　3欄の「ハ」は、前回の検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入
さい。

⑥　4欄の「イ」は、建築基準法施行令(以下「令」という。)第129条第3項に規定する階
全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェ
クスに、令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめ
建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ
避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。法第
第67条の2、第67条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。)、法第68条の25第1
築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の法第38条の規定による
受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」の
ボックスに「レ」マークを入れ、併せてその概要を記入してください。

⑦　4欄の「ロ」は、検査対象の防火設備について、チェックボックスに「レ」マークを
ださい。また、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーンについては、個々の扉又は
部ごとにその枚数を計上し、その合計を記入してください。ドレンチャーについては、散水
合計の個数を記入してください。「その他」の場合は具体的な内容と台数を記入してください

⑧　5欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘
チェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2
の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボ
「レ」マークを入れてください。

⑨　5欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたと
存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。)は、「ロ」に指摘の概要を記
ださい。

⑩　5欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ(「
格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。)、当該指摘を受けた項目について改
あるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月
てください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ
さい。

⑪　前回検査時以降に把握した火災時の防火設備不作動等機器の故障、異常作動、損傷、
の他の劣化に起因するもの(以下「不具合」という。)について第3面の「不具合等の概要」欄
たときは、6欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合等に
録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録がないとき
の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第3面に記入された不
うち当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定がある
い場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第3面に記入され
等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「レ
を入れ、第3面の「改善(予定)年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せ
し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください

⑫　各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、7欄又は別紙に記載して添
さい。

4　第3面関係

①　第3面は、前回検査時以降に把握した防火設備に係る不具合のうち第2面の5欄におい
れるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降
を把握していない場合は、第3面を省略することができます。

②　「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。

③　「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内
してください。

④　「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるもの
てください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください

⑤　「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行
ある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「—」マークを記入し
い。

⑥　「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定があ
に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記
ださい。

第11号様式(第11条の4関係)

(A4)

昇降機等の	廃止 休止 復活	届出書

平成　　年　　月　　日

大阪市長　様

届出者	住所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名印 （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名印） 電話（　　）　　番

大阪市建築基準法施行細則第11条の4の規定により、次のとおり届け出ます。

昇降機等の設置されている建築物又は工作物	所在地	
	名称	
	用途	
所有者住所氏名		電話（　　）　　番
管理者住所氏名		電話（　　）　　番
保守管理業者住所氏名		電話（　　）　　番
昇降機等の概要及び規模	種類	
	用途	
	積載量	kg
	最大定員（踏段の幅）	人（　　型）
	定格速度	m／分　（　　号機）
届出の理由		
廃止又は復活年月日	平成　　年　　月　　日	廃止 復活
休止期間	平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで	
確認済証番号及び交付年月日	第　　号　平成　　年　　月　　日	
検査済証番号及び交付年月日	第　　号　平成　　年　　月　　日	

※　受付欄	※　決裁欄	※　番号欄
		平成　　年　　月　　日

		第 号
注　1　所有者又は管理者が届け出てください。 　　2　※印の欄については、記入しないでください。		

第11号の2様式(第13条関係)

指定道路

備考

1　寸法は、縦8センチメートル、横18センチメートル、厚さ2.5センチメートルとすること

2　材質は、石製とすること

3　表面に指定道路と刻印すること

第12号様式(第12条、第14条関係)

(A4)

(1)　正本

(表)

	正	道路の位置の	指定 変更承認 廃止承認	申請書
平成　　年　　月　　日 大阪市長　　様 住所 申請者(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名印 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名印) 電話(　　)　　番				
大阪市建築基準法施行細則			第12条 第14条	の規定により、次のとおり申請します。
道路の	区	町 通	筆	丁目　　番地　　他

位置	地番	地目	登記簿上の面積（　）内は実測面積		土地		建築物（工作物）	
					所有者氏名	権利関係者氏名	所有者氏名	権利関係者氏名
			m²	（　）				
			m²	（　）				
			m²	（　）				
			m²	（　）				
			m²	（　）				
			m²	（　）				
			m²	（　）				
			m²	（　）				
			m²	（　）				
			m²	（　）				
			m²	（　）				
			m²	（　）				
	合計筆		m²	（　）	名	名	名	名

道路	道路番号	道路幅員		道路延長		道路方位	道路設計	明示証明
		m		m				
		m		m				
		m		m				
	合計本			m				

※　受付欄	※　決裁欄	※　番号欄

		平成　　年　　月　　日
		大阪市指令　　第　　号

注　1　※印の欄については、記入しないでください。

　　2　各欄に書ききれないときは、別紙に記入してください。

（裏）

承諾欄		
土地	所有者	住所 氏名印
	権利関係者	住所 氏名印
	所有者	住所 氏名印
	権利関係者	住所 氏名印
建築物（工作物）	所有者	住所 氏名印
	権利関係者	住所 氏名印
	所有者	住所 氏名印
	権利関	住所

	係者	氏名印
設計者住所氏名印　　電話（　　）　　番		

（2）　副本

（表）

	副	道路の位置の	指定 変更承認 廃止承認	通知書

※指定（承認）通知欄	大阪市指令　　第　　号 平成　　年　　月　　日 様 大阪市長　　印 平成　　年　　月　　日付けで申請のあった道路の位置について、次のとおり	
	指定 変更承認 廃止承認	したので通知します。

道路の位置	区	町 通	丁目　　番地　　他 筆

地番	地目	登記簿上の面積（　）内は実測面積		土地		建築物（工作物）	
				所有者氏名	権利関係者氏名	所有者氏名	権利関係者氏名
		m²	（　）				
		m²	（　）				
		m²	（　）				
		m²	（　）				
		m²	（　）				
		m²	）				

		(					
		m 2					
		( )					
		m 2					
		( )					
		m 2					
		( )					
		m 2					
		( )					
		m 2					
	合計筆	( )	名	名	名	名	

	道路番号	道路幅員	道路延長	道路方位	道路設計	明示証明
道路		m	m			
		m	m			
		m	m			
	合計本		m			

注　※印の欄については、記入しないでください。

（裏）

承諾欄		
土地	所有者	住所 氏名印
	権利関係者	住所 氏名印
	所有者	住所 氏名印

建築物（工作物）	権利関係者	住所 氏名印
	所有者	住所 氏名印
	権利関係者	住所 氏名印
	所有者	住所 氏名印
	権利関係者	住所 氏名印

設計者住所氏名印　　電話（　　）　　番

第13号様式（第23条関係）

（表）

原符 （建築確認・承認・許可・認定等）	分類	
	大阪市	
建築主		
システムコード	発行番号	
うち行便で取扱ません ゆち銀及郵局はりいせ		
年度	会計	款	項	目
節	建築確認及許可手数料	

歳入区分	
金額	
発行コード	予算主管コード
発行	
主管別任意コード	
建築位置	大阪市　区
申請区分	計画変更 大模様替 用途変更 大修繕 移転 改築 増築 新築 小荷物専用 昇降機 昇降機 工作物 道路 申請延べ面積　m2　基
FD申請	有　・　無
許可・認定	第　条　第　項　第　号

（裏）

受領票（建築確認・承認・許可・認定等）	分類
	大阪市
建築主	様
システムコード	発行番号
ゆうちょ銀行	
年度	会計
款	項
目	

※認証を領際は押の必こ票ご参確済等受のに、印上ずのを持く

納込分
収消区

節

建築確認及許可手数料

歳入区分

金額 円

発行コード

予算主管コード

発行

主管別任意コード

建築位置 大阪市 区

申請区分

計画変更
大模様替
用途変更
大修繕
移転
改築
増築
新築

小荷物専用
昇降機
昇降機
工作物

道路位置指定等
仮使用

申請延べ面積 m2

基

FD申請 有 ・ 無

許可・認定 第 条 第 項 第 号

受付欄

受付番号

代理者又は建築主受領印

び便で取扱ません
及郵局はりいせ

ださい。

FD

第13号の2様式（第23条関係）

（表）

原符 （完了検査）	分類	
	大阪	
建築主		
システムコード	発行番号	
年度	会計	款
項	目	
節	建築確認及許可手数料	
歳入区分	建築確認及許可手数料	
金額		
発行コード	予算主管コード	
発行		
主管別任意コード		
確認番号	第　　号	
建築位置	大阪市　　区	
検査物件	建築物・工作物・昇降機・小荷物専用	
完了検査の種別	□中間検査受検後の完了検査 □上記以外の完了検査	
検査延べ面積	m	

ゆうちょ銀行及び郵便局はりいせで取扱ません

（裏）

検査済証受領票

分類

大阪市

建築主　　様

システムコード　　発行番号

年度　会計　款　項　目　納入区分　収消区

節

建築確認及許可手数料

歳入区分

建築確認及許可手数料

金額　円

発行コード　予算主管コード

発行

主管別任意コード

確認番号　第　号

建築位置　大阪市　区

検査物件　建築物・工作物・昇降機・小荷物専用昇降機

完了検査の種別　□中間検査受検後の完了検査　□上記以外の完了検査

検査延べ面積　m²（基）

受付欄　代理者又は建築主受領印

検済を領際、印上ずのを持くさ。
※査証受のには押の必こ票ご参だい。

ゆうちょ銀行及び郵便局で取扱はりません

第13号の3様式（第23条関係）

（表）

原符 （中間検査）							分類				
							大阪				
建築主											
システムコード					発行番号						
年度	会計		款	項	目						
節	建築確認及許可手数料										
歳入区分	建築確認及許可手数料										
金額											
発行コード					予算主管コード						
発行											
主管別任意コード											
確認番号	第　　号										
建築位置	大阪市　　区										
検査物件	建築物・工作物・昇降機・小荷物専用										
検査延べ面積	m										

ゆうちょ銀行及び郵便局はりいせで取扱ません

（裏）

中間検査合格証受領票

分類

大阪市

建築主　　様

システムコード　　発行番号

年度	会計	款	項	目	納入区分 収消区

節

建築確認及許可手数料

歳入区分

建築確認及許可手数料

金額　　円

発行コード　　予算主管コード

発行

主管別任意コード

確認番号　　第　　号

建築位置　　大阪市　　区

検査物件　　建築物・工作物・昇降機・小荷物専用昇降機

検査延べ面積　　m²（基）

受付欄

代理者又は建築主受領印

※中間検査合格証受領票ご参照の際は、押印の必ずご参照ください。

うちゅう便で取扱ません
ゆち銀及郵局はりいせ

第14号様式（第15条の5、第15条の6関係）

（A4）

（1）　正本

正	建築協定	変更 廃止	認可申請書

平成　　年　　月　　日

大阪市長　様

住所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

申請者

氏名印

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名印）

電話（　　）　　番

建築基準法第　　条　　第　　項の規定による認可を申請します。

協定の名称					
協定区域の地名地番					
協定区域の面積	㎡				
用途地域	指定容積（　　／10）				
防火地域	防火・準防火・指定なし				
その他の地域地区等					
協定事項	建築物の（敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・建築設備）に関する基準				
有効期間	年	認可年月日		認可番号	
違反があった場合の措置					
変更事項の概要					
土地所有権者等の人数	土地の所有権者	建築物の所有を目的とする		法第77条に規定する建築物の借主	合計
		地上権者	賃借権者		
	人	人	人	人	人
建築協定区域隣接地の概要	面積	㎡	区画数	区画	土地の所有者等　　人
図書	別添のとおり				

その他の必要事項	

(2) 副本

副　　建築協定　変更／廃止　認可通知書

大阪市指令　第　　号

認可年月日　平成　　年　　月　　日

様

※認可通知欄

大阪市長　　印

平成　　年　　月　　日付けで申請のあった建築協定　変更／廃止　については、建築基準法

第　　条第　　項の規定により認可したので通知します。

協定の名称	
協定区域の地名地番	
協定区域の面積	m²
用途地域	指定容積(　／10)
防火地域	防火・準防火・指定なし
その他の地域地区等	
協定事項	建築物の(敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・建築設備)に関する基準
有効期間	年　認可年月日　認可番号
違反があった場合の措置	
変更事項の概要	
土地所有権者等の人数	土地の所有権者　人 建築物の所有を目的とする　地上権者　人　賃借権者　人 法第77条に規定する建築物の借主　人 合計　人
建築協定区域隣接地の概要	面積　m²　区画数　区画　土地の所有者等　人
図書	別添のとおり
その他の必要事項	

注　※印の欄については、記入しないでください。

第15号様式（第15条の8関係）

（A4）

借地権消滅等届出書				
平成　　年　　月　　日 大阪市長　様 住所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地） 届出者 氏名印 （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名印） 電話（　　）　　番				
建築基準法第74条の2第3項の規定により		借地権が 換地計画において換地として定められ		
消滅した れず、かつ、土地の共有持分が定められなかった		旨を届け出ます。		
建築協定の名称				
借地権消滅等あった土地の概要	地名及び地番			
	借地権の発生 仮換地として指定された 年月日	年　月　日	借地権の消滅 土地区画整理法第103条第4項の公告 年月日	年　月　日
	借地権を設定した 仮換地として指定された 土地の面積	m²	借地権の消滅に係る 換地等として定められなかった 土地の面積	m²
	土地の所有者の住所及び氏名	電話（　　）　　番		
その他参考事項				
※　受付欄		※　　備考		

注　※印の欄については、記入しないでください。

第16号様式（第15条の9関係）

（A4）

建築協定加入通知書			
平成　　年　　月　　日 大阪市長　様 住所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地） 届出者 氏名印 （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名印） 電話（　　）　　番			
建築基準法第75条の2	第1項 第2項	の規定により、建築協定への加入の通知をします。	
建築協定の名称			
加入に係る土地の概要	地名及び地番		
	面積	m²	
	借地権者又は加入者の住所及び氏名		
その他参考事項			
※　受付欄		※　　備考	
注　※印の欄については、記入しないでください。			

第17号様式（第15条の10関係）

（A4）

一人建築協定発効届	
平成　　年　　月　　日	

大阪市長　様

住所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

届出者

氏名印

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名印）

電話（　　）　　番

次の建築協定は、建築基準法第76条の3第5項の規定により効力を有することとなりましたので、関係図書を添付して届け出ます。

建築協定の名称

認可年月日　　年　　月　　日

効力を有することとなった年月日　　年　　月　　日

土地の地名地番	土地の所有者等の住所及び氏名

※　受付欄　　※　　備考

注　1　※印の欄については、記入しないでください。

2　記入欄が不足する際には、別紙にて必要項目を追加してください。